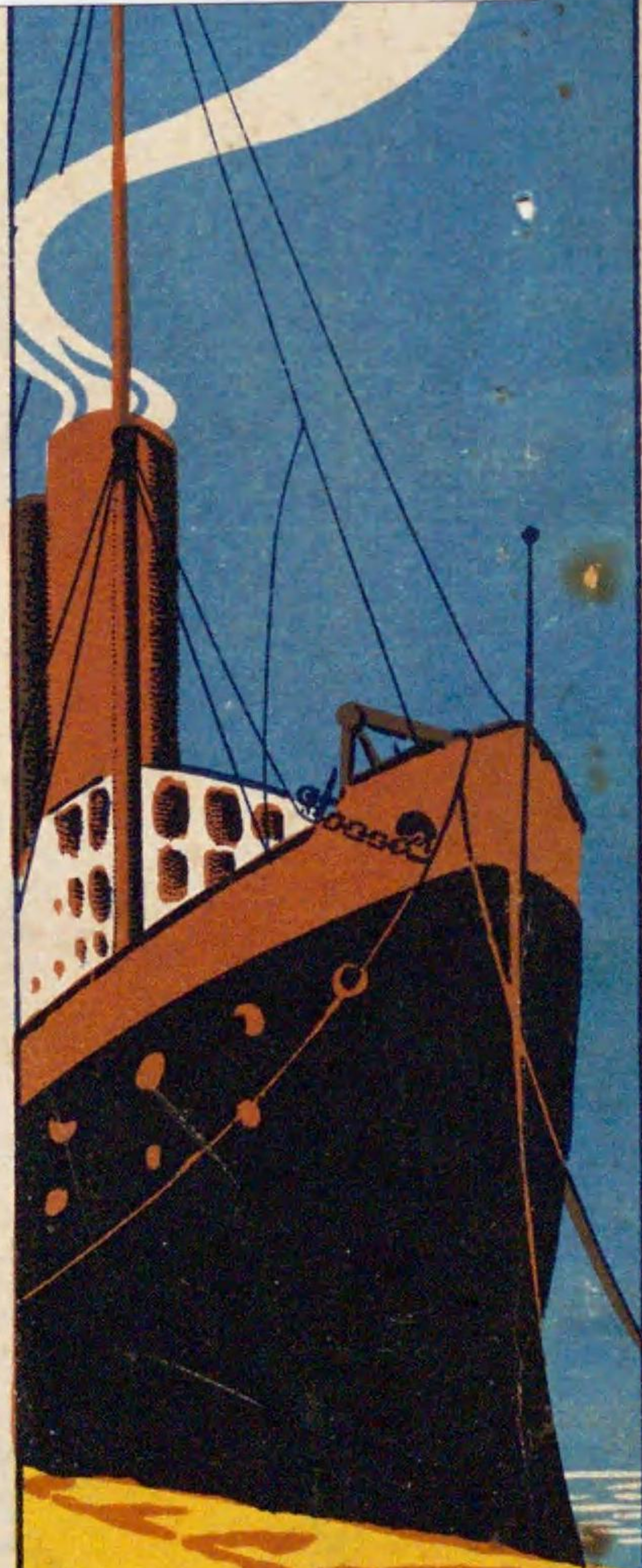
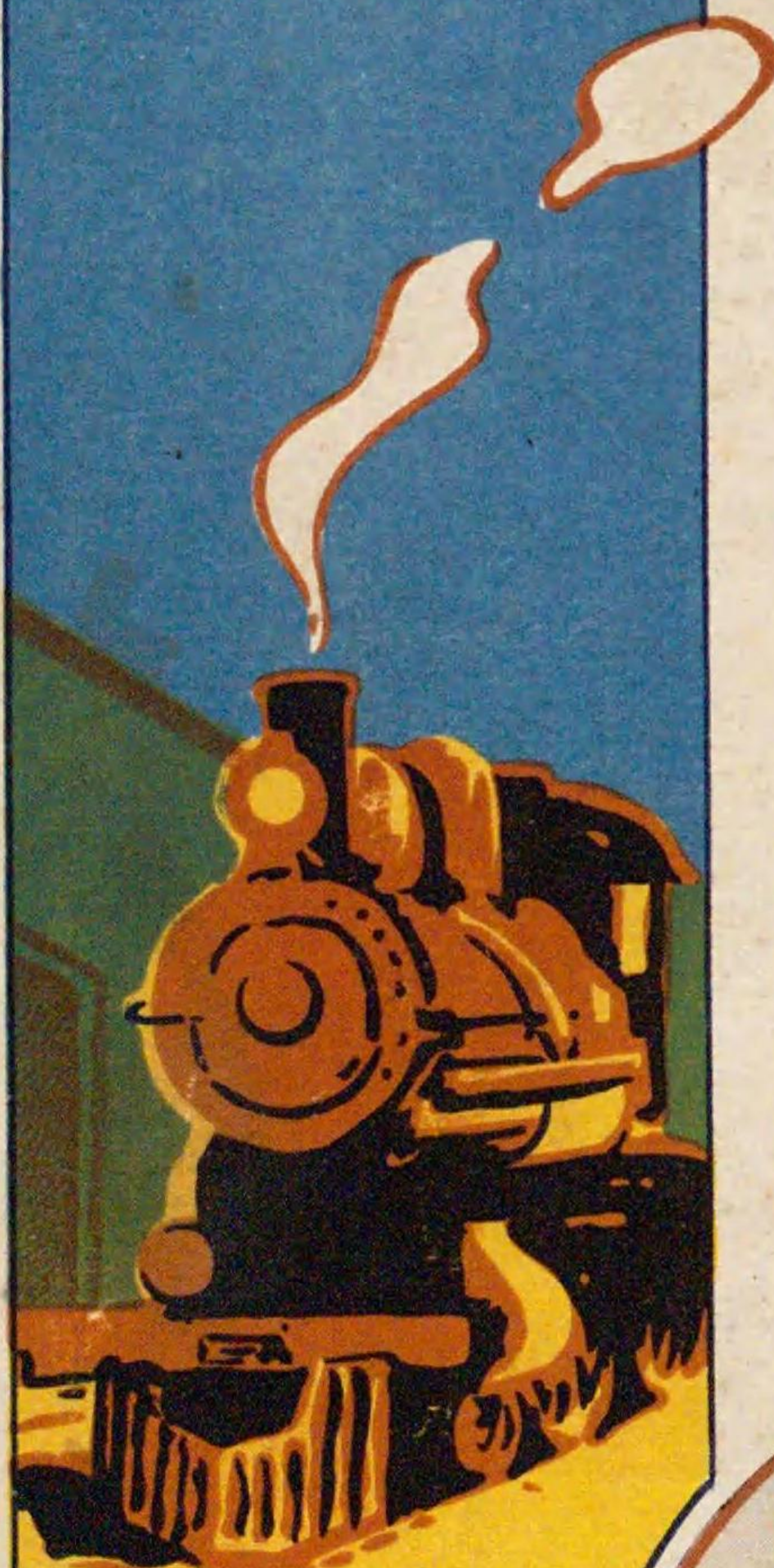


大連港

DK161-J111

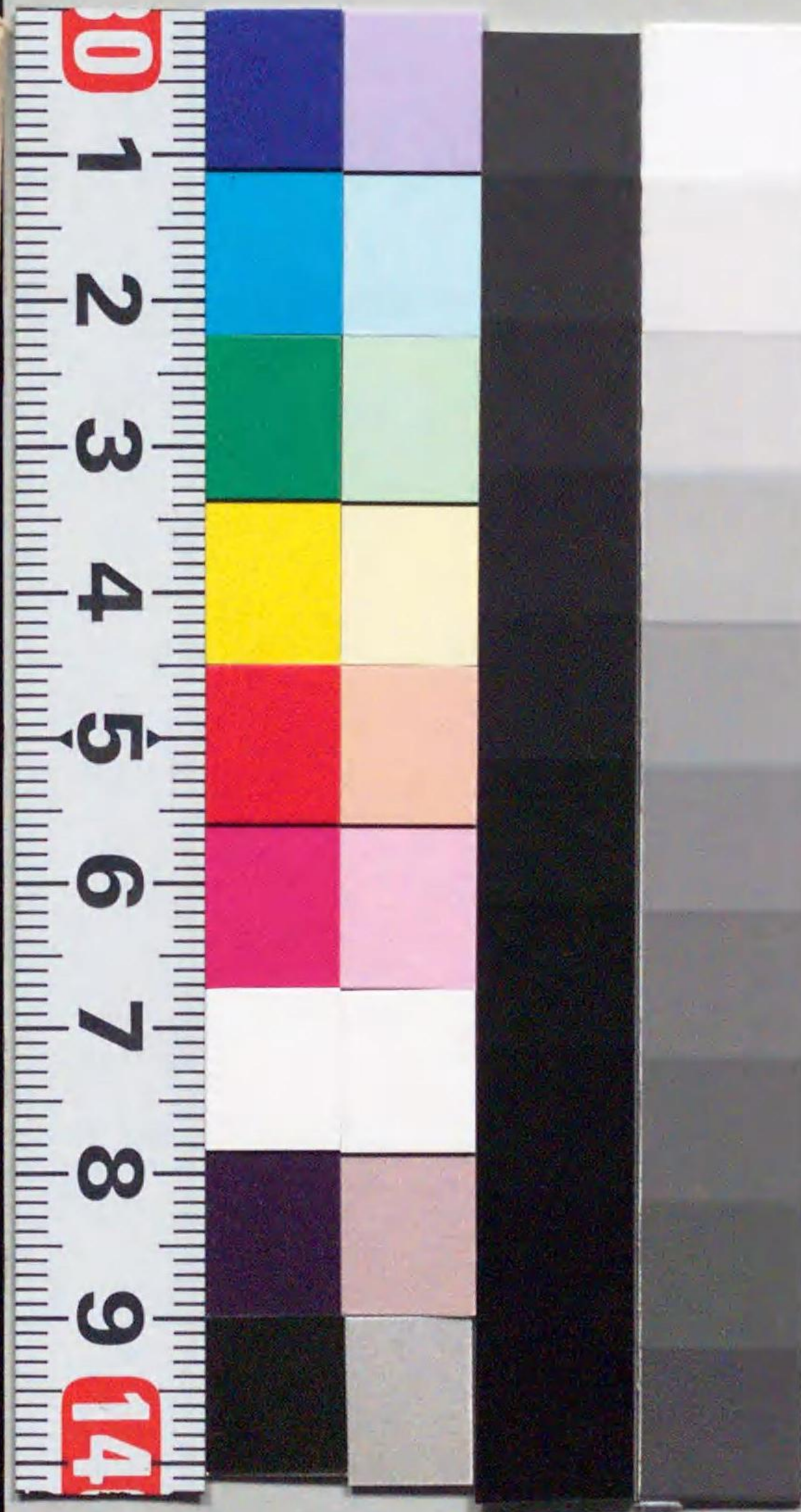


1201000528369



大連日本橋

埠頭事務所



DK161

J111



I 種
W



1201000528369

第二版序

本小冊は、當港の一斑を廣く、遊歴の客に、紹介せんとの主旨に出でたるを以て、收むる處は固より大體を採録するに止められたれば、書中不盡の點に就ては更に喜んで大方の質問に應じ説明するの勞を厭はざるべし

若し夫れ、此記録によりて其記憶を永遠に新ならしめ、世上有識の士の同情と援助とにより、益當港の發展竝に我滿洲經營上に資する處あらしめ得ば、當所の本懷之に過ぎざるなり

明治四十五年三月下院

南滿洲鐵道株式會社

埠頭事務所

第三版序

第二版發行後未だ幾何ならざるに之を大連港の現状に照せばその内容その實際と甚だ逕庭あるを見るに至れり、これ固より前版の杜選粗漏に起因せるものありと雖も又實に當港の面目日に新にして發達進歩の太だ急なるものあるを立證するものたるべく是即ち第三版の發行を促せる主因なりとす

第三版は最近の大連港の反影たらんことを期し第二版を増補訂正すると共に又其編纂の體裁に多少の修正を加へ専ら平易を旨として發行せり

大正二年三月

南滿洲鐵道株式會社

埠頭事務所

(1)

目 録

大連港沿革……………一

大連の氣象……………二

大連港に於ける燈臺、築港設備一斑及水深……………四

船 渠……………五

大連と各港との海上距離……………六

定期航路……………七

船舶所有者及代理店……………一〇

關東都督府海務局……………一四

船舶夜間檢疫……………一四

水先案内……………一四

海港檢疫所……………一五

目 録

南滿洲鐵道株式會社……………一六

埠頭事務所……………一七

 イ、埠頭、防波堤……………一八

 ロ、埠頭陸上設備、(倉庫、消火栓、信號所、計量臺、豆油タンク)……………二四

 ハ、曳船及「ライター」……………二六

 ニ、船舶の著離……………二七

 ホ、荷役の方法及荷役力……………二九

 ヘ、貨物の保管及引渡……………三一

 ト、倉庫營業……………三二

 チ、休日……………三三

 リ、無料火災保險……………三三

 ヲ、給水及給炭……………三三

 ル、大連上海航路……………三四

 ヲ、改装、看貫及其他の埠頭構内作業……………三七

 ワ、貨物に關する事務代辦……………三七

 カ、貨物聯絡輸送……………三八

 ヨ、危険品の取扱……………三九

 タ、船客手荷物取扱……………四一

 レ、驅鼠船設備……………四一

 ソ、埠頭構内の諸官衙……………四二

 ツ、埠頭事務所貨物取扱高……………四三

大連港輸出入貿易額……………五〇

大連海關……………五一

領事館……………五二

大連海務協會……………五三

銀行……………五三

(4)

目録


滿洲重要物産同業組合……………五
 大連重要物産取引市場……………五五
 大連輸入商組合……………五六
 大連に於て發行せらるゝ主なる新聞……………五七
 旅館……………五七

附 録

一、大連埠頭貨物取扱規則……………五九
 二、大連埠頭陸揚貨物等級表……………六八
 三、貨物火災保險規則……………九五
 四、大連埠頭船舶取扱規則……………九七
 五、小崗子棧橋使用料……………一〇八
 六、船舶給水料……………一〇八
 七、倉庫營業案内……………一〇八
 八、代辦事務案内……………一三三

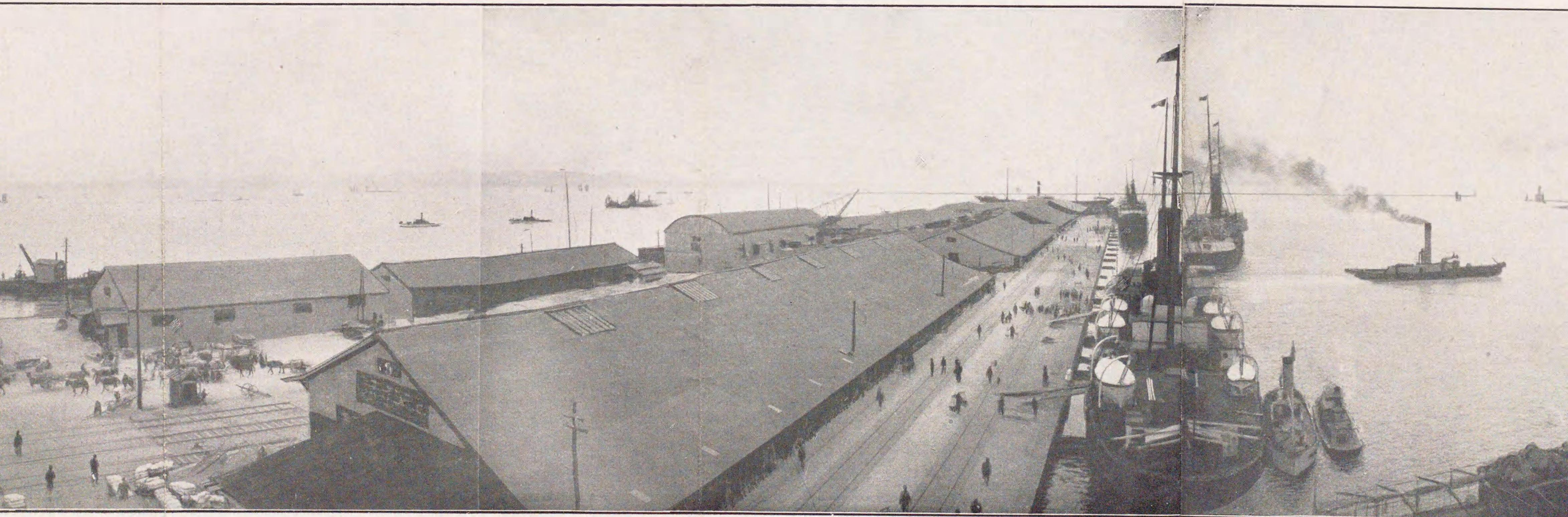
(5)

目録

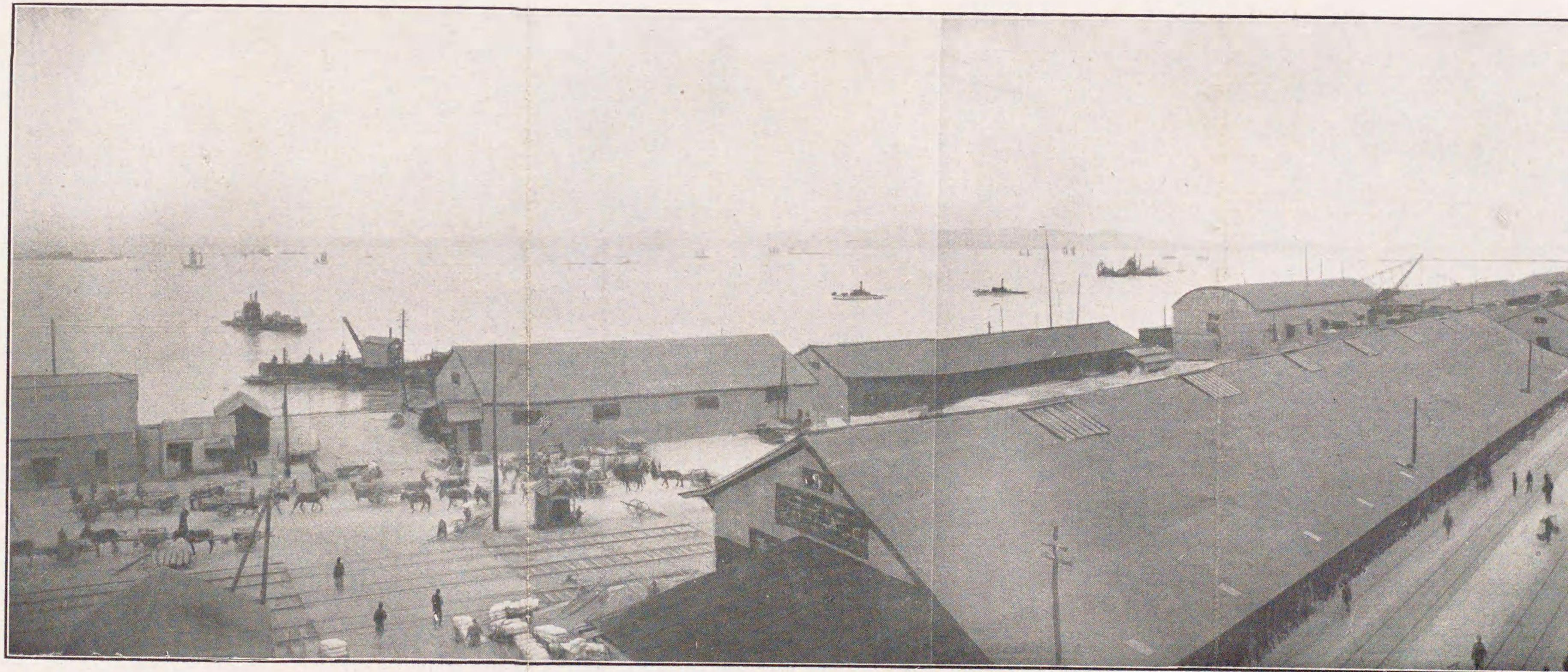




大連埠



連 埠 頭 の 全 景



全 景

大連港

大連港沿革

大連港は南滿洲の西南關東半島の咽喉に當り南は黃海を隔て遙に山東省と相對し西は有名なる旅順港と隣接して渤海に臨み背面には南北滿洲及び西比利亞の沃野を横斷して歐洲及び浦鹽に通ずる鐵道の利器を控へたる極東に於ける通商貿易港中唯一の自由港にして西曆千八百六十年英佛聯合軍艦隊の一時的占領によりて泰西に紹介せられたる大連灣(Talien-wan Bay)の西南部にあり、昔は俗に青泥窪(Chingniwa)と呼ばれ寂漠たる一漁村に過ぎざりしが西曆千八百九十八年の露清條約によりて露國の開發する處となり千九百年以降莫大の資金を投じて商港建設の大工事に著手し先づ海岸を埋立て埠頭を築造し鐵道と船舶を接續せしめて盛に通商貿易の道を開き船渠を造りて船舶修繕の便に供し道路家屋水道の建設等悉く秩序的設計の下に進行し來りしが功程中途にして明治三十七年(一九〇四年)日露の戰役となり一時其工事を中止せられしも翌三十八年我國に於て露國の租借權を繼承するに及

大連の氣象

び更に之を復興して以來爰に八年の星霜を閲し人口五萬を超へ一箇年の入港船舶千九百隻
 總噸數約三百萬噸輸出入貨物合計百六十萬噸を算するに至れり此間南滿洲鐵道株式會社は
 明治四十年四月本社を此地に設置し以來専ら鐵道及び港灣經營の衝に當り以て今日あるを
 致せるものなり

大連の氣象

大連は滿洲の一隅に位するを以て地勢上氣候は海陸兩者の支配を受け就中冬季大陸の影響
 を蒙ること極めて著しく一朝強大なる高氣壓にして北清地方に出現するあらんか氣層の傾
 斜忽ち急峻となり氣温頓に下降し強烈なる寒風連日に亘り凜烈堪へ難きことあり此の如き
 場合は間々海岸水淺き處に結氷を見ることあれども埠頭に船舶を繫留するには更に差支を
 生ずるが如きことなし、又高氣壓南方に變換するときは平穩快晴比較的温和なり、要する
 に當地方氣候の特徴は氣層傾度の緩慢なる時期は寧ろ海洋的氣候の状態を現はし概して寡
 雨乾燥にして天氣良好なると、冬季は北風卓越し其速度強大にして夏季は微風徐ろに吹き
 頗る平穩なるとにあり

大連氣象概略(自明治三十八年 至明治四十四年 累年平均)左の如し

月次	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十
氣壓	七六九三 <small>(一)</small>	七六九三 <small>(一)</small>	七六六八	七六一八	七五七五	七五四一	七五三〇	七五四七	七六〇三	七六四六	七六七八
氣温 <small>攝氏</small>	四四	四三	一六	八九	一五〇	二〇四	二三一	二四五	二〇三	一四一	五〇
湿度 <small>百分率</small>	六八	六三	五八	五九	六二	七一	八四	八〇	七〇	六六	六一
降水量 <small>耗</small>	一六一	七六	一二九	一九一	四九一	三九四	二〇〇六	一〇七四	一〇〇三	二七三	二八五
風速度 <small>一秒時間ノ米數</small>	六二	六三	七三	七一	七〇	五七	五四	四九	五三	五八	七五

大連の氣象

(4)

大連港に於ける燈臺、築港設備一斑及び水深

年	十	月	七六二、四	一〇、二	六七	六一九、三	六三
	二		七六九、四	一、三	六一	一一、二	六七
			(一)				

(一) 印は零度以下を示す

湿度は最乾を零とし最濕を百とす

晴雨計の高さは十三米突八にして本表に記載せる氣壓は高さ及重力の更正を施さず

大連港に於ける燈臺、築港設備一斑及び水深

大連灣の灣口南三山島に回轉式燈臺あり光達二十三浬、又埠頭の東口に南北二基の燈臺ありて南燈臺は白色、北燈臺は紅色にして何れも光達八浬なり

當港の主要なる部分は延長約一萬二千九百二十一尺の防波堤を以て抱擁する約一百万坪の海面なりとす、現在使用せる繫船岸壁の延長約六千五百尺にして川崎造船所經營の船渠亦其内にあり尙ほ將來の發展に應じ繫船岸壁を現在の數倍に擴張する餘地を存す、繫船岸壁上には上屋及び鐵道の設備行渡り居るを以て船車の聯絡自由にして貨客の便益多大なるも

のあり埠頭構内には十數萬噸の貨物を收容するに足る倉庫の設備ありて鐵道との聯絡亦間然する所なし、この外防波堤外西方に「ジャンク」波止場又其東方に石油棧橋及危險物倉庫の設備あり

當港に入港する船舶は概して埠頭横付を主とするが故に繫船浮標を設備するの必要なし港内の水深は防波堤内にありては干潮面下十六尺乃至三十尺にして港口に到る水路は東口より東方五尋界の線まで千二百尺乃至千五百尺の幅員にて深さ三十尺に達せしむるの計畫にて既に浚渫に著手し來る大正四年中に竣功の豫定なり

船 渠

當港に一の乾船渠あり川崎造船所の經營に係り從來は長三百八十尺深二十尺渠口底部の幅四十三尺にして僅に三千噸級の船舶を入渠せしめ得るに過ぎざりしが近來大型船の入渠修繕工事を要求するもの急に増加し著しく狹隘を感ずるに至りたるを以て其不便を補はん爲め茲に渠口底部の幅を五十一尺に擴張するの計畫を立て今春直に工事に著手し今年中に竣功せしむる豫定にして本工事完成の上は優に五千噸級の船舶を入渠せしむるに至るべし

船 渠

(5)

大連と各港との海上距離

大連と各港との海上距離

TABLE OF DISTANCES FROM DAIREN.

大連各港間里程表

Aberdeen	11,235	Leith	11,210
Aden	6,280	Liverpool	10,865
Amoy(廈門)	1,010	Madras	4,190
Amsterdam	11,005	Malta	8,630
Antung(安東)	176	Manchester	10,905
Antwerp	10,970	Manila	1,566
Baltimore	13,035	Marceilles	9,200
Barrow	10,870	Middlesbrough	11,095
Batavia	2,983	Miike(三池)	634
Bōkotō(澎湖島)	1,020	Moji(門司)	614
Bombay	5,080	Moppo(木浦)	568
Boston	12,535	Movella	1,566
Bremen	11,215	Nagasaki(長崎)	580
Calcutta	4,280	Newchwang(牛莊)	186
Canton(廣東)	1,351	New Port	10,755
Cardiff	10,745	New York	12,735
Chefoo(芝罘)	87	Osaka(大阪)	859
Chemulpo(仁川)	285	Penang	2,995
Ching-wan-tow(秦皇島)	147	Petropaulovsk	2,314
Chinnampo(鎮南浦)	185	Philadelphia	12,885
Colombo	4,180	Plymouth	10,645
Dover	10,830	Port Arthur(旅順)	30
Dundee	11,215	Port Said	7,680
Dunkirk	10,870	Port Townsend	5,176
Falmouth	10,625	Queenstown	10,685
Foochow(福州)	885	Rangoon	3,765
Fusan(釜山)	540	Rotterdam	10,965
Gensan(元山)	850	San Francisco	5,494
Gibraltar	9,590	Shanghai(上海)	530
Glasgow	10,985	Shanghai-kwan(山海關)	196
Guam	1,957	Singapore(新嘉坡)	2,615
Hakodate(函館)	1,225	Southampton	10,740
Hamburg	11,230	Sunderland	11,105
Havre	10,775	Swatow(汕頭)	1,110
Hongkong(香港)	1,267	Taku(太沽)	205
Honolulu	4,582	Tamsui(淡水)	865
Hull	11,030	Teshio(天鹽)	1,390
Iloilo	1,749	Tientsin(天津)	249
Keelung(基隆)	860	Tsingtow(青島)	285
Kenningpo(兼耳浦)	198	Vladivostock(浦鹽斯德)	1,050
Kiao-chow(膠州)	285	Wei-hai-wei(威海衛)	92
Kobe(神戸)	852	Wensan(Gensan)(元山)	850
		Yokkaichi(四日市)	939
		Yokohama(横濱)	1,194

定期航路

現今大連他港間の定期航路左の如し

大阪商船株式會社

(一) 大阪大連線 大阪、神戸、門司、大連
但し一週一回字品へ寄港す

四隻 一週 二回

(二) 長崎大連線

(イ) 往航 長崎、釜山、木浦、群山、仁川、鎮南浦、大連
復航 大連、鎮南浦、仁川、木浦、釜山、長崎

一隻 一箇月 二回

(ロ) 往航 長崎、伊萬里、郷浦、嚴原、釜山、木浦、群山、仁川、鎮南浦、大連
復航 大連、仁川、木浦、釜山、嚴原、郷浦、長崎

一隻 一箇月 二回

(三) 打狗大連線

往航 打狗、基隆、福州、上海、天津、大連
復航 大連、上海、福州、基隆、打狗

二隻 一箇月 二回

日本郵船株式會社

往航 横濱、名古屋、四日市、神戸、門司、仁川、大連、太沽、牛莊
復航 大連、門司、神戸、横濱
但し結氷期中は太沽、牛莊寄港を缺航し秦皇島に寄港す

三隻 五週 二回

横濱北清線

南滿洲鐵道株式會社

大連上海線

定期船

二隻 一週 二回

定期船

大連汽船合名會社 (Dairen Steamship Co.)

甲線(自四月至十一月) 大連、芝罘

每月 三回以上

大連、安東縣

每月 三回以上

大連、天津

每月 三回以上

乙線(自十二月至三月) 大連、芝罘

每月 三回以上

(結氷期) 大連、秦皇島

每月 三回以上

大連龍口線 往航 大連、旅順、登州、龍口、石虎嘴
復航 石虎嘴、龍口、登州、旅順、大連

一隻 一箇月 六回

阿波國共同汽船株式會社

大連芝罘線

每週 一回

大連安東縣線

每週 一回

仁川大連線 往航 仁川、芝罘、大連
復航 大連、芝罘、仁川

每週 一回

志岐組運輸部

甲線(自四月至七月) 往航 大連、皮口、莊河、大孤山
復航 大孤山、莊河、皮口、大連

一箇月 一回

大連、芝罘

一箇月 一回

乙線(自四月至七月) 往航 大連、廣鹿島、大長山島、皮口
復航 皮口、大長山島、廣鹿島、大連

一箇月 三回以上

大連、芝罘

一箇月 三回以上

(自八月至十一月) 甲線乙線共

一箇月 二回以上

丙線(自十二月至三月) (結氷期) 大連、芝罘

一箇月 四回以上

Ocean S.S. Co. (太古洋行扱)

歐洲東洋線

四週 一回

Hamburg American Line. (瑞記洋行扱)

上海北清線 往航 上海、青島、大連、天津
復航 天津、大連、青島、上海

二隻 一週 一回

歐洲東洋線

一箇月 一回

Rickmers Line. (怡太洋行扱)

歐洲東洋線

一箇月 一回

其他政記公司、順義公司、田中商會扱の大連芝罘線、芝罘安東縣線等あり、大連芝罘線は

定期船

船舶所有者及び代理店

毎日兩地を發し大連安東縣線は一週一回大連を發す

船舶所有者及び代理店

當港に於ける船舶所有者及び代理店左の如し

大阪商船株式會社大連支店

(大山通二丁目)

日本郵船株式會社代理店

(三井物産會社大連支店船舶係に於て代理す、埠頭構内)

大連汽船合名會社

(監部通一丁目)

遼東汽船株式會社

(山縣通一三二)

南滿洲汽船株式會社

(紀伊町一九)

辰馬商會

(加賀町五二)

岸本商會

(山縣通一一四)

乾合名會社

(西公園町ク號三九)

深川信六

(山縣通九九)

岩城卯吉

(旅順乃木町四丁目)

榎本謙七郎

(加賀町二八)

松茂洋行 社外船の代理をなす

(監部通二丁目)

田中商會 上

(加賀町一八)

宮崎商會 同上

(山縣通九九)

政記公司

(監部通二丁目)

順義公司

(奧町二丁目)

Butterfield & Swire (太古洋行 山縣通四八) 左記船會社の代理をなす

Ocean Steamship Co.

China Mutual Steam Navigation Co.

China Navigation Co.

Cornabe Eckford & Co. (和記洋行 山縣通二七) 左記船會社の代理をなす

Peninsular & Oriental Steam Navigation Co.

船舶所有者及び代理店

(12)

船舶所有者及び代理店

Java-China Japan Line.

Jebsen M.

Glen Line.

Jardine Matheson & Co. (怡和洋行 山縣通二七) 左記船會社の代理をなす

Indo-China Steam Navigation Co.

Shire Line.

British India Steam Navigation Co.

Royal Mail Steam Packet Co.

Indra Line.

Canadian Pacific Railway Co.

Renison & Co. (敷島町五二) 左記船會社の代理をなす

Norddeutscher Lloyd.

Ben Line.

Pacific Mail Steamship Co.

Chargeurs Rennis Co.

東洋汽船會社

Samuel & Co. (怡大洋行 大山通二目) 左記船會社の代理をなす

Rickmers Line.

Racine Ackermann & Co. (立興洋行 山縣通八四) 左記船會社の代理をなす

Messageries Maritimes.

Wassard & Co. (寶隆洋行 武藏町二) 左記船會社の代理をなす

East Asiatic Co.

Arnhold, Kirberg & Co. (瑞記洋行 敷島町四八) 左記船會社の代理をなす

American & Oriental Line.

United States & China Japan S.S. Co.

Hamburg American Line.

船舶所有者及び代理店

(13)

關東都督府海務局 船舶夜間檢疫 水先案内

三井物産株式會社大連支店(同店船舶係 埠頭構内) 左記船會社の代理をなす

Bucknall Steamship Lines.

關東都督府海務局

關東都督府海務局は關東州の港務、海港檢疫、船舶の登録、測度検査其他海事に關する行政を掌る、當港に入港する船舶の入出港、貨物の揚卸、船客船員の上陸乗船等總て船舶に關する行政上の事項は海務局へ届出づべき規定なり(大連港則參照 關東州船籍令)

船舶夜間檢疫

海務局は旅客及び郵便物其他一般の便利を計り定期郵便船又は特に緊急を要する入港船舶にして船舶所有者又は代理店の申出ありたるるとき若は成規の檢疫信號の外汽笛長聲三聲を發するときは之に對し夜間檢疫を行ふ

水先案内

内港に於ける船舶の操縦をして最も迅速且安全ならしむる爲め去る明治四十三年十一月一日以降大連防波堤内の水域に對し關東都督府令を以て強制水先制度を布き總噸數一千噸以上の船舶に對し水先人の水路嚮導を強制し、尙ほ海務局長に於て必要と認めたるときは一千噸未満の船舶にも亦之を強制することを得べし、水先人の報酬は會社に於て支給し一般船舶に對しては無料とす(大連港則參照)

海港檢疫所

關東都督府の所管に屬する海港檢疫所は東埠頭を距ること東方約四千五百尺の丘上に在りて大連灣及び市街の全景を眼下に見渡し遙に大和尚山竝に有名なる日露古戰場たる南山と相對し展望壯觀にして頗る形勝の位置を占めたる壯麗なる建物にして一二等停留所一、三等停留所一、四等停留所一、醫務室一、病室一、一二等浴室一、三等浴場一、機關室一、消毒室一、消毒用倉庫一、倉庫、炊事場の十二棟建坪合計千八百〇七坪より成り一二等旅客百八人三等百九十四人四等二百人合計五百二人を收容するに足るべく食堂及び娛樂室等

海港檢疫所

の設備遺憾なく行き届きたる設計にして本年四月迄に完成の豫定なり

南滿洲鐵道株式會社

本社は明治四十年に開業せられ南滿に於ける鐵道運輸を主なる事業とし之に附帶して撫順及び煙臺の石炭採掘及び販賣、水運業、港灣經營、電氣業、瓦斯業、倉庫業、鐵道附屬地の經營、衛生、教育の衝に當り又諸企業者の先驅指導機關として中央試驗場、農事試驗場を設け主要驛に於ては旅館營業等を營み以て一般旅客の便宜に供せり本社の資本金額は二億圓にて内一億圓は日本政府の出資に屬し残り一億圓の内二千萬圓は莫集濟にして日清兩國人の出資による、目下建設せられたる鐵道左の如し

大連長春間鐵道	(四呎八吋半軌道)	四三七哩
臭水子旅順間鐵道	(同)	三一哩
大石橋營口間鐵道	(同)	一三哩
蘇家屯撫順間鐵道	(同)	三〇哩

奉天安東縣間鐵道

(同)

一七〇哩

合計

六八一哩

本社は實に南滿洲啓發の楔子にして市場の發展、商工業の哺育は一に其雙肩に懸れりと言ふも過言にあらず本社は此の如き重大なる使命を全ふせんが爲め殆んど全力を傾注し埠頭の改築、防波堤の増築、港内の浚渫等日も是れ足らず益々世界的港灣の價値を發揮するに必要の手段を講じて餘す處なし、港灣及び埠頭の保存改良に就ては築港事務所を設けて専ら其衝に當らしめ埠頭の管理、船舶の出入、船舶の營業、埠頭に於ける貨物の積卸保管に關する事務は埠頭事務所をして直接之を取扱はしめ以て集散貨物を吸集し荷役作業を迅速にし海陸聯絡の實效を期しつゝあり尙ほ營口、安東及上海の三箇所に埠頭支所を設け同様の事務を取扱はしめ以て海陸聯絡經營の任に當らしめ居れり
故に當港經營の状態は當所の業務を説明すれば一見明瞭なり今其概要を擧ぐれば左の如し

埠頭事務所

埠頭事務所は滿鐵會社經營に係る水運及び水陸聯絡に關する諸般の事務取扱に従事する最樞要の事務所なり、當港に於ける防波堤、埠頭及び埠頭倉庫は全部本社所有に係り目下使用中の埠頭繫船岸は其延長實に六千四百四十三尺にして吃水三十尺迄の船舶を繫留することを得、鐵道及び倉庫は埠頭構内に入る所に設けられ船舶より陸揚し又は陸上より船積する貨物は直に船側に於て鐵道に接續し得るが故に旅客貨物にとりては無上の便益あり、當港を經由する貨物は鐵道貨物と船舶貨物とを問はず必ず埠頭の取扱ふ處にして大連上海間定期航路の事務も亦當所に於て取扱ひ何れも年々長足の進歩を爲し前途頗る有望なる徴候を呈せり

イ、埠頭、防波堤

埠頭岸壁は露國時代の原設計にては階段式にして下部に至るに従ひ前方に突出するを以て岸壁に沿ひ從來約三十尺毎に幅六尺乃至十尺の防舷材を置き船舶が直接岸壁に接觸するを防護する必要ありしが東埠頭K、L區は明治四十三年に、中央埠頭I、J區は明治四十四年に岸壁竝に基礎を改築したる結果二尺乃至三尺幅の防舷材にて充分安全なることを得る

に至れり尙目下進行中の諸工事左の如し

第一埠頭完成工事(現在の東埠頭)……………

東埠頭即ち第一埠頭は露國時代に尙未成の儘なりしが引繼後其設計を變更し西面九百二十一尺北面五百四十尺水深三十尺垂直式岸壁を築造することとし其工事今や全部竣功し殘す所は只内部の埋立のみにして本年中には完成の見込みなり尙ほ東埠頭以東に於ける面積十萬七千二百坪の埋立工事は大正四年中に竣工の豫定なり

第二埠頭西側改築工事(現在の西埠頭)……………

B、C區八百八十八尺の岸壁の外方に沿ひて「ピラー」式コンクリート棧橋を築造し、干潮面以下水深三十尺を保たしむるの計畫を以て昨年以降施工し本年中に竣工、又A區は從來大船の繫留に適せざる構造なりしが今回B、Cと殆んど一線に延長千八十尺の岸壁を築造しBに接せる五百二十尺間を干潮面以下水深三十尺其以南五百六十尺を干潮面以下二十五尺とするの計畫を以て一昨年六月起工し大正四年竣工の豫定なり

防波堤及び入口……………

埠頭事務所 (埠頭、防波堤)

當港主要部分を包擁する防波堤は延長一萬二千九百二十一尺に達し之を四條に分つを得べし則ち東防波堤は千二百二十一尺、北防波堤は七千四百尺、西防波堤は南北二條に分れ北堤は二千八百尺南堤は千五百尺にして東防波堤及び西防波堤の南堤は既に完成し北及び西防波堤の殘部は大正五年中に完成の豫定なり

内港より外港に通ずる港口三箇所あり、東口は東防波堤北端と北防波堤の東端との間にありて其幅員千二百尺、北口は北防波堤の西端と西防波堤北堤の北端との間にありて其幅員六百尺、又西口は西防波堤の中間にありて其幅員二百尺あり以上各防波堤にて包圍したる水面約百萬坪と稱す

浚 渫 作 業……………

明治四十一年以來引續き浚渫中にして豫定の計畫は第一埠頭と北及び西防波堤との中間及び第二埠頭西部前面は大干潮面下三十尺、之より濱町に至る線内は二十五尺、外港航路の一部及石油棧橋の前面は三十尺とする方針なり、全部の竣功は大正六年中の豫定にして大正元年十二月に於ける工程約五歩の割合なり

石油棧橋築造工事……………

石油棧橋は東埠頭の東方約六千三百五十尺の陸岸より北方の海中に長千七百十尺幅三十尺の棧橋を築造し其突端五百尺の兩側に大干潮面下三十尺の水深を保たしめ以て大型船二隻繫留の便に供し橋上には送油管(徑六吋)を裝置する計畫にして本年中に竣功の豫定なりこの棧橋の東方に接して「スタンダード」石油會社の約百七十八萬瓦入りの油槽あり外に函入石油貯藏倉庫約四百四十四坪の倉庫二棟あり

又棧橋の西方に接して一般公衆用函入石油類其外特種危險貨物收容倉庫百七十八坪の建物あり、火藥倉庫は其南方高地にありて何れも會社の所有に屬す

ジャンク埠頭及防波堤築造計畫……………

從來「ジャンク」及小廻船の荷役場として使用し來りたる露西亞町海岸に護岸及埠頭を築造し「ジャンク」貿易の便に供したりしが今又北西の風波を防ぐ爲め南北千九百尺東西千二百尺延長計三千百尺の防波堤を築造するの計畫にて本年起工大正四年竣功の豫定なり、完成の曉には十一萬坪の水面を有する最も安全且便宜なる「ジャンク」港を得るに至るべし

埠頭事務所 (埠頭、防波堤)

第三埠頭築造計畫……………

大連港貿易の増進は實に著しきものあり此儘にて進行するときは今日の埠頭にては到底其要求に應じ得べき見込なきを以て爰に第三埠頭築造の必要を認め現在の第二埠頭(即西埠頭)の西方九百尺を隔てゝ更に長さ一千九百六十尺幅四百尺の岸壁垂直式埠頭を築造し其内北方一千尺間は干潮面下水深三十三尺とし九百六十尺間は二十五尺とするの計畫にて本年起工大正七年竣功の豫定なり

埠頭繫船區域現在の水深左の如し

	延長	水深
A-B-C	(改築中)	……………
D	358'0"	24'0"
E-F	960'0"	24'0"-26'0"
G-H	1000'0"	16'0"-21'0"
I-J	1225'0"	21'0"

K-L	1039'0"	20'6"
M-N	921'0"	30'0"
O	540'0"	30'0"
濱町埠頭	400'0"	20'0"
延長合計	6443'0"	
B-C	888'0"	30'0" 目下改築中
A	1080'0"	25'0" ———

修築工事完成後延長 8411'0"

現今の埠頭に於て繫留し得べき船舶は六千噸乃至一萬噸級三隻、四千噸級三隻、千噸乃至三千噸級九隻にして計十五隻なり

尙目下改築中の西埠頭西側即ちA、B、C區完成せば更に六千噸級乃至一萬噸級二隻、二千噸級二隻、計四隻を増加し合計十九隻の船舶を繫留し得るに至るべし

現在G、H區の水深十六尺の處は本年中に約二十一尺に浚渫する計畫にしてI、J區の二十

埠頭事務所 (埠頭陸上設備)

尺六寸乃至二十一尺の處は何れも之を以て満足なりと謂ふにあらざれども潮時を利用するときは優に二十四尺の吃水を有する船舶の荷役を爲すこと敢て困難にあらざるを以て之が爲めに甚しき不便を感じることをなし

ロ、埠頭陸上設備 (倉庫、消火栓、信號所、計量臺、豆油タンク)

目下埠頭の倉庫は二十七棟二萬八千九百四十七坪を有し内百六十七坪の煉瓦建一棟と二百四十三坪の鐵骨亞鉛張一棟及煉瓦建火藥倉庫一棟を除くの外は總て木骨亞鉛鐵板張にして埠頭岸壁に沿ひたるものは船荷役倉庫に當て他は皆普通倉庫として使用せり、この内特種危險物倉庫及火藥倉庫は前項に記せし如く埠頭構外石油棧橋附近に在り其他は皆埠頭構内にあり

將來岸壁倉庫は漸次悉く起重機を有する二階建の永久的構造に改築する計畫にして目下建坪五百坪の鐵筋「コンクリート」普通倉庫二棟は本年中に竣功の豫定を以て工事に著手せり、各倉庫の兩側には鐵道を布設し貨物の繰替及輸送に關する聯絡完備して餘す所なく電燈は倉庫の内外を問はず到所に設備され夜荷役の便に供せり、構内の要所には消火栓の設けあ

りて不時の火難に備へ岸壁の附近には給水栓の設けありて船舶給水の用に便せり、又構内に二箇所の信號所あり一は事務所の西側にして一は東防波堤の北端にあり何れも船舶との通信信號を取扱ふ、又計量臺^{ウエアリツヂ}二基を設け貨車積の儘貨物の重量を計量するの便に供せり埠頭構内の面積左の如し

倉庫敷地	二八、九四七坪
野積場用地	六〇、一〇三坪
諸建物敷地	二、一五四坪
鐵道線路用地	二六、八四四坪
道路用地	一二、二一〇坪
貯炭場用地	一五、二〇〇坪
雜用地	一二、〇二五坪
合計	一五七、四八三坪

この外豆油保管の需要に應ずる爲め埠頭構内に百噸入の「オイル、タンク」五箇を設量し輸

埠頭事務所 (埠頭陸上設備)

埠頭事務所 (曳船及ライター)

出荷造及撒積用タンク車の設備あり

ハ、曳船及ライター

當所は左の曳船及「ライター」を備へて船舶の發着及貨物運搬の便に供せり

船名	總噸數	船型	消火「ポンプ」設備の有無	救助「ポンプ」の有無
圓島丸	二五七噸	曳船兼碎氷船	有	救助「ポンプ」の一時五〇〇噸
帽島丸	二五七噸	同	有	救助「ポンプ」の一時五〇〇噸
南島丸	一八九噸	同	有	救助「ポンプ」の一時二五〇噸
鐵島丸	一一七噸	同	有	救助「ポンプ」の一時二五〇噸
北島丸	七三噸	同	有	救助「ポンプ」の一時五〇〇噸
長島丸 (營口支所用)	六九噸	同	有	救助「ポンプ」の一時五〇〇噸
宗谷丸	一三二噸	木船		
常盤丸	四七噸	同	有	一時四〇噸の給水装置あり
乙姫丸	一二噸	小蒸汽船	有	一時四〇噸の給水装置あり

埠頭事務所 (船舶の著離)

ニ、船舶の著離

船舶の繫留點は當所之を指定し繫船順序は入港順によるを原則とす、然れども荷物の用意整はざるときは先きに入港したる船舶と雖も後廻はしとすることあり又埠頭繫留後修繕工事、荷物不揃其他の事故により荷役を爲すこと能はざる船舶は一時埠頭を去らしむることあり、船舶の埠頭著離には當該船長監督の下に曳船を使用して船舶著離に援助を與へ且總噸數一千噸以上の船舶に對しては明治四十三年十一月一日以降大連港水先規則によりて水

合計	九隻	一、一五三噸
新鐵製ライター	五隻	一、二五〇噸
同	五隻	五〇〇噸
鐵一號ライター	一隻	一二六噸
木製ライター	十一隻	四四六噸
合計	二十二隻	二、三三二噸
外に水船	三隻	一一〇噸

先人の案内を強制せられたる結果其作業敏速となりて夜間と雖自由に著離することを得て
尠なからざる時間を節約し著しく荷役作業の進捗を促がし一般に多大の便宜を感じ居れり
(附録船舶取扱規則参照)

繫留船舶の注意すべき條項如左

- 一、繫留區域の中心點標示はN旗を以てし其左右に赤白の小旗を樹て船舶首尾の概要位置を標示すること
- 二、繫船の際投錨を要するときは事情の許す限り船首より五六十度の方位に錨鎖を保ち以て何時にても發航し得る様に併せて他船の錨鎖と交叉せしめざる様注意すること
- 三、埠頭繫留中は天候風力の變化に對し常に錨鎖及纜索を調節し置くこと、又船尾に常設錨索を取り得る所は必要に應じ之を緊張し置くこと
- 四、當港干満潮差は普通冬期に於て九尺前後夏期に於て多きときは十二尺に達することあるを以て船舶繫留中は其干満に應じ前後の繫留用索具、造營物、歩板又は自他の船舶を毀損せざる様適宜之を調整すること

五、埠頭繫留中の船舶にして往々推進器を運轉し其の爲め船體の位置に移動を生じ歩板を海中に墜落せしめ以て人命又は貨物に危険を及ぼすことあるが故に之等の點に付きては各船長に於て特に親切なる注意を希望すること

ホ、荷役の方法及荷役力

船舶荷役の方法は普通貨物は主として本船「ウインチ」又は人力による、重量貨物は二十七噸乃至五十噸の起重機船及び陸上可動式起重機を使用し最も迅速且安全に揚卸するの便あり荷役力は氣候、繫船區域、貨物の種類及置場並船舶の構造等によりて自ら一定せずと雖も從來の成績に照らし作業力を擧ぐれば大略左の如し

石炭船積	一船	四口	十時間	二、四〇〇	三、〇〇〇	噸
豆粕船積	同	同	同	一、〇〇〇	一、八〇〇	噸
大豆船積	同	同	同	一、五〇〇	二、五〇〇	噸
重量レール陸揚	同	同	同	六〇〇	八〇〇	噸
材木陸揚	同	同	同	六〇〇	一、二〇〇	噸
				六〇〇	六〇〇	噸

埠頭事務所 (荷役の方法及荷役力)

今日迄の荷役最多成績左の如し

雜貨船積	一日(十時間)	九、五八四噸
石炭船積	同	四、六一〇噸
雜貨陸揚	同	三、七六〇噸
		一七、九五四噸

沖荷役は埠頭横付荷役に比し經費多くして作業力充分ならざるを以て危険物、軍艦焚料炭
 其他萬止を得ざる僅少の場合に限り稀に舁取をなすに過ぎざるが故に何等荷役力の記録と
 なすに足るものなしと雖も石炭は一日六百噸位と見て差支なかるべし荷役用として左の設
 備あり

起重機船	五十噸捲	二 臺
同	二十噸捲	二 臺
同	五噸捲	五 臺
同	二噸捲	二 臺
可動式起重機	二十七噸捲	六 臺

貨車卸は一日八千噸荷繰は六千噸を作業したるを從來の荷役成績とす
 へ、貨物の保管及び引渡

同	十五噸捲	一 臺
同	十噸捲	三 臺
同	五噸捲	四 臺

埠頭に於て船舶より陸揚したる一般貨物は材木、石材等の如きものを除くの外總て一旦岸
 壁附近の倉庫に庫入し船會社の引渡指圖によつて荷主に引渡すものとす但陸揚後四日間を
 過ぎたる場合は一定の預料を申受け又貨車其他の方法に依り埠頭に到着せる貨物は總て一
 旦保管倉庫に收容し其船積せらるるものにありては船舶の繫留區域確定の上船側に荷繰す
 是等到着貨物にして十日間を過ぎたるものは預料を申受く、貨物を引取るには倉庫側より
 馬車にて自由に積出し又鐵道により發送さるべき貨物は一定の場所に集積したる上貨車積
 するを常とす

倉庫内には約十二萬噸の貨物收容力ありて之を超過したるときは貨物の性質により野積と

埠頭事務所 (貨物の保管及び引渡)

爲すことあり

ト、倉庫營業

當埠頭に於ける倉庫業は當社に於て營業せる倉庫業の一部にして普通倉庫固有業務の外鐵道と聯絡して保管貨物の移送、船積貨物の保管等を爲すものにして之等を

……普通預……發送預……到著預……

の三種に區別せり、普通預は一般倉庫業と同一なり、發送預とは鐵道運送を依頼せる貨物を一先倉庫に預り鐵道の都合次第發送する迄の預入即ち倉庫を経て後に鐵道に移るものを謂ひ、到著預とは鐵道運送後著驛倉庫に於て保管することにて先づ鐵道を経由して後に倉庫に收容する本社獨特の便法なり

尙本倉庫の特長とする處は倉敷料にして普通預の場合は指定せる貨物提供當日より料金を申受ることとし若し之を鐵道により發送を依頼したる場合に於ては庫入料、庫出料とも全部無料となり倉敷料は其半額を申受く、又發送預に於ては全然料金を申受けず、尙普通預又は到著預貨物にして船舶に積込みたる場合には入庫後十日間の倉敷及庫入庫出の諸料金を免除するの特典あり、尙再輸出貨物に對しても特に料金を輕減し居れり (附録參照)

チ、休日

當所は一般公衆の便利を計り休業日は之を最少限度に切り詰め僅に一月一日、紀元節、天長節、支那曆一月一日及中秋節に休業するのみ

リ、無料火災保險

一般貨主の利益を保護する爲め本社は多大の犠牲を拂て大連埠頭構内にある貨物に對し無料にて火災保險に附しつゝあり尤も倉庫營業規程によりて取扱はざる貨物にして其價格の申出なき貨物に對しては左記の危險物と同じく火災保險に附せざることとせり

石油、揮發油、樟腦油、樟腦、樟腦製品、セルロイド、護謨、硫黃、硝石、燐、燐寸、桐油製品、油紙、棉花、硫酸、硝酸、鹽酸、酒精、エーテル、生石灰、火藥類、雷汞、鹽酸加里、カルシウム、ナトリウム、火綿等の危險物其他大連港則に依る爆發性物及容易に燃焼すべき貨物

ヌ、給水及給炭

船舶に要する淡水及焚料炭は何時にても其要求に應じ最も迅速且廉價に供給するの準備あり埠頭岸壁には總て水道管の布設ありて直接船舶に給水し沖合碇泊の船舶には蒸汽「ポンプ」付水船を以て給水す其量大約左の如し

給水船より給水する場合 一時間 三十五噸

埠頭給水栓より給水する場合 同 五十噸

焚料炭は荷役作業の都合に依り埠頭に繋留せる船舶には埠頭より直積するか又は舢より積込むべし

埠頭より直積する場合 一日(十時間) 七百噸

舢より船積する場合 同 五百噸

焚料炭及淡水のみを積載する爲めに繋留する場合は當分の間特に船舶發著手数料を申受けず

ル、大連上海航路

本社は支那商業の中心たる上海と歐洲との聯絡を計る爲め多大の犠牲を拂て當地上海間に

四十一年八月十日より西京丸神戸丸の二隻を以て一週二回の定期航海を開始したるも本年八月より西京丸に代へ更に最新式客船として「タービン」機關を備へ快速力を有する三千八百七十六噸の櫛丸を使用せり、目下大連發著の日取は滿鐵の急行車を通じ直に西比利亞の急行車と繋續し上海歐洲間の旅行には最も短時間にして最も便利なり、此航路は大連上海間交通貿易の連鎖となり南北兩清の商業、經濟を發達せしめしのみならず世界の交通商業に至大の便益を與へつゝあり

本船の上海に於ける繋留棧橋はYangtsirepooにある本社所有の碼頭(Whangpoo Wharf)即當所の支所にして棧橋の延長九百七十二尺、地積三萬三千坪、倉庫坪數約四千坪を有し陸上には電車、水上には小蒸汽船の便利ありて荷客取扱上屈強の好位置を占め居れり

本社は上海の日本郵船會社を代理店とし又各地の International Sleeping Car & Express Trains Co.及び Thos. Cook & Son. に於て當社切符の發賣事務を取扱ひ居れり

目下此航路に従事する船舶は左の如し

埠頭事務所 (大連上海航路)

船名	總噸數	速力	一等船客	二等船客	三等船客	貨物積載量
神戸丸	二、八七七噸	一四哩	三二人	三六八	二二六八	一、〇〇〇噸
神丸	三、八七六噸	一九哩	六三人	二〇八	一六四八	一、〇〇〇噸

右各船とも無線電信の装置あるを以て航海中陸上との通信自由なり

上海より南滿洲、西北利亞經由歐洲迄の里程、日數及賃金

上海「セントピーターズブルグ」又は「モスコウ」間

十二日間を要す

上海 大連 間

五三〇哩

四十時間を要す

(神丸にて三十二時間)

大連「セントピーターズブルグ」間

五、六五七哩

九日半を要す

大連「モスコウ」間

五、四八七哩

九日半を要す

上海 長春 間

一等 金七四圓四五錢

二等 金三六圓七五錢

上海 大連 間

同 四〇

弗

同 二

五 弗

長春「セントピーターズブルグ」間

同

二九八留一五哥

同

一九四留七五哥

長春「モスコウ」間

同

二九一留 五哥

同

一九〇留一〇哥

以上賃金の内大連長春間二等を除き他は寢臺車、急行車料金を含む
 又滿洲内地と上海間の貨物運送に便ならしむる爲め四十一年十二月より聯絡輸送の制を實
 施し大連に於ける船車聯絡は最も低廉に最も迅速にして通關其他の手數は總て本社に於て
 取扱へり

ヲ、改装、看貫及び其他の埠頭構内作業

當所は荷主の要求により貨物の改装及び看貫をなす殊に貨物の改装は最も注意し可成丈夫
 なる絲を選び歐洲向貨物の如きは最も遠路の輸送に堪へ得る爲めに縫ひ方は充分鄭重を旨
 とせり、從來當所にて一日に最も多く改装したるは袋物二萬五千に達したれども尙此上の
 作業と雖も敢て難事にあらず、又荷主の要求あるときは當所員立會の上看貫して斤量證明
 書を發行すべし

ワ、貨物に關する事務代辦

埠頭事務所 (改装、看貫及び其他の埠頭構内作業) (貨物に關する事務代辦)

埠頭事務所 (貨物聯絡輸送)

當所は貨主の依頼に應じ埠頭發著貨物に對し通關、運送取扱其他諸般の事務代辦を取扱ふ (附録參照)

カ、貨物聯絡輸送

日本と滿洲との貿易益密接且隆盛に向ひつゝあるを以て本社は海陸の聯絡を最も迅速に且低廉にし荷主の利便を計らんが爲め明治四十二年五月一日より本社と大阪商船會社大連航路各港相互間に貨物の連帶運輸を開始せり、次で明治四十三年三月十二日より日本郵船會社の日本、孟買、米國、濠洲、歐洲諸航路の諸港との聯絡輸送を開始し、又明治四十四年一月一日より大阪商船大連航路を介し鐵道院との貨物聯絡運送を開始せり

上海との聯絡は前述の如く既に明治四十一年十二月より實行せり聯絡貨物の大連接續費は普通貨物に比し低廉にして且大連に於ける通關手續は當所に於て之を取扱ふを以て荷主の爲めには此上もなき便利なり

今試に普通貨物と聯絡貨物との大連接續費を比較すれば左の如し

大連に於ける接續費

	單位	普通貨物	聯絡貨物
輸入 雜品	噸	四〇 <small>錢</small>	三六 <small>錢</small>
輸出 雜品	噸	二八	二四
輸出大豆其他の特産物	噸	二〇/二三	二〇
荷 線 賃	噸	二〇/二三	二〇

ヨ、危険品の取扱

大連に輸入する危険品は海務局内規により特許されたる少量品を除くの外一切埠頭に陸揚することを許さず之を埠頭の東方にある石油棧橋西方の丘上即ち老虎灘會兒寺溝危険品倉庫に格納せざるべからず此の倉庫事務も亦當所に於て取扱ふ

從來關東都督府海務局内規により埠頭繫留船舶に對し積卸を爲し得べき危険物の數量は極めて少量に制限されたりしが本年一月十日一般公衆の便利の爲め右内規改正せられ本年二月一日以降大に其數量を増大せらるゝことよなれり左に現行内規を摘録すべし

一 左記危険物は安全なる包装にして左の規定を嚴守すべし

埠頭事務所 (危険品の取扱)

埠頭事務所 (危険品の取扱)

- 二 輸人の場合にありては船舶埠頭繫留後二時間以内に埠頭構外に搬出すべき事
- 三 輸出の場合にありては積込後二時間以内に埠頭を離れ指定の錨地に就くか又は出帆すべし

四 第一號に適合せざるものは埠頭に於て積卸を許可せざること

第二號第三號の期間を経過したるときは當該船舶の費用を以て舢舨に積移すか又は當該船舶を解纜せしむるものとす

左記

- 一 酒 精 一千ガロン(英二二四ガロン一噸)
 - 二 石 油 一千ガロン(一二五箱)
 - 三 硝 石 五千斤 (三噸三分ノ一)
 - 四 鹽 酸 加里 五千斤 (三噸三分ノ一)
 - 五 揮 發 油 五千斤 (三噸三分ノ一)
- 包装完全なる場合(五十ガロン)

但し硝酸、鹽酸、硫酸、硫黃等は制限無し

タ、船客手荷物取扱

當所は船客の便宜を計る爲め左記の料金を以て旅客手荷物の構内運搬及市内配達を取扱ふ、上陸船客にして直ちに汽車に乗らんとするときは申込次第手荷物は發車前に停車場へ配達すべし尙又土地不案内の旅客に對しては汽船、汽車、旅館、車馬等に就き案内の勞を惜まず

- 一 旅行用手荷物構内運搬 一箇 金三錢
 - 一 市 内 運 搬 五才以下 一箇 金五錢 一才を加ふる毎に金一錢を増す
 - 一 旅客持上り貨物 五才以下 一箇 金五錢 一才を加ふる毎に金一錢を増す
 - 一 貴 重 品 運 搬 金一千圓以内 一箇 金三十錢 一千圓未満迄を増す毎に金五錢を増す
 - 一 停車場留置配達 五才以下 一箇 金十錢 一才を加ふる毎に金一錢を増す
 - 一 一時預り料 一日毎に 一箇 金二錢
- レ、驅鼠船設備

當所に瓦斯殺鼠船二隻を備へ船鼠驅除の求に應ず

埠頭事務所 (船客手荷物取扱) (驅鼠船設備)

埠頭事務所 (埠頭構内の諸官衙)

瓦斯殺鼠船殺鼠規程

第一條 船鼠の驅除を要する船舶は殺鼠申込書を埠頭事務所に提出せらるべし

第二條 殺鼠手数料は左の區別に従ひ之を納付せらるべし

登簿噸數五百噸未満

金十圓

同五百噸以上千五百噸未満

金十五圓

同千五百噸以上一千噸未満を増す毎に金三を圓加ふ

第三條 殺鼠を完了したる船舶には關東都督府海務局の奥書ある證明書を交付す

場合によりて海務局に借上げ直接驅鼠施行の衝に當らるゝことあり

第四條 殺鼠施行中の船舶は埠頭事務所長より交付する注意書に基き施設及取締の責に任せらるべし

ソ、埠頭構内の諸官衙

埠頭構内に左の諸建物あり

水上警察署、陸軍運輸部大連支部、埠頭郵便所、海務局、大連海關貨物検査所

其他構内より市内各所に通ずる電車の聯絡ありて市中との交通頗る便利なり

ツ、埠頭事務所貨物取扱高

前述の如く一九〇〇年露國が渺たる一寒漁村たりし大連を世界の一大商港とせしより爰に十三年開港日尙淺きを以て商業機關の完備せざる點不尠と雖も官民一致し非常なる苦心を以て銳意經營したる效果空しからず今や一箇年實に百六十萬噸の輸出入貨物を見るに至れり如此は僅々十三年間の發達としては實に驚くべき進歩にして將來の發展蓋し刮目して待つべきなり

大連港の吞吐する貨物にして當所の手を経ざるものは露西亞町海岸即「ジャンク」波止場に於ける約^{五六}萬噸に過ぎざるを以て茲に記さんとする當所の貨物取扱高は直ちに當港の貨物吞吐力を表示するものと見て差支なきを以て爰に其大勢を紹介することとせり
大連は地理的關係上日本との貿易最も密接にして南清、歐米之に次ぐ今是が輸出入を比較すれば左の如し

輸 入

埠頭事務所 (埠頭事務所貨物取扱高)

埠頭事務所 (埠頭事務所貨物取扱高)

年別	總噸數	日本及朝鮮		支那		歐米及其他	
		噸數	%	噸數	%	噸數	%
四十一年	三三六、九二七	二三〇、一三五	六八	一四、四四二	四	九二、三五〇	二八
四十二年	二四九、六二七	一九一、九四五	七七	四五、四四四	一八	一一、二三八	五
四十三年	三六八、六七〇	二六八、五六九	七三	五五、三八六	一五	四四、七一五	一二
四十四年	四一五、六七八	三三三、七九四	七六	六四、〇二四	一五	三七、八六〇	九
大正元年	四六三、八三〇	二八六、三九五	六二	九四、三七五	二〇	八三、〇六〇	一八

輸出

年別	總噸數	日本及朝鮮		支那		歐米及其他	
		噸數	%	噸數	%	噸數	%
四十一年	四四〇、八三九	二九六、三九九	六七	一三二、八七二	三〇	一一、五六八	三
四十二年	一、〇二二、二一九	五三八、九一九	五三	一八四、八八四	一八	二九七、四一六	二九
四十三年	九二二、四一五	四一九、〇八九	四五	二八〇、九一六	三一	二二二、四一〇	二四
四十四年	九九二、〇八三	六四六、三二三	六五	二七二、八九六	二八	七二、八六四	七
大正元年	一、〇九三、四九〇	七〇九、八六九	六五	二九〇、〇九一	二六	九三、五三〇	九

右の表によりて見るに輸出入共日本との貿易は急激の變化なしと雖も徐々に秩序的の發達を爲し、清國との貿易は著しき増進の盛況に向へり、歐米よりの輸入は四十一年は本社鐵道材料輸入の如き特殊事情の爲めに著しき數量に達せり其後滿洲の商工業は漸次穩健なる發展の域に向ひ歐米機械雜貨の需要を増加し直取引の發達は年々輸入増加の傾向を示せり又輸出にありては歐洲に於ける大豆油の需要起りてより以來滿洲產業界に一新生面を開き歐洲向輸出の如何は大豆油の相場を左右する一因となれり特に大豆の歐洲輸出は四十二年に於て最も多く四十三年之に次ぎ漸次減少の傾向を示すと同時に工業品たる豆油の歐洲輸出は年々増加の趨勢を示し今後益々有望なる徵候を呈せり、清國諸港との貿易は今後商業機關の完備するに隨ひ將來亦大に見るべきものあらん

日本(朝鮮を含む)との貿易——日本よりの輸入は大阪を第一とし神戸、關門、小樽、東京及び横濱之に次ぐ、この内小樽よりの輸入は單に木材にして其他の各港は雜貨、食料品等とす、輸出は東京及横濱を第一とし神戸、四日市、武豊之に次ぐ近年に至り臺灣行豆粕著しく増加し今後有望の輸出地たらんとするが如し

埠頭事務所 (埠頭事務所貨物取扱高)

埠頭事務所 (埠頭事務所貨物取扱高)

今重なる仕出港及仕向港を擧ぐれば左の如し

輸入

港別	四十一年	四十二年	四十三年	四十四年	大正元年
大 阪	四八、四七四	四五、三三五	五六、三五七	七〇、九三五	六八、五二六
東 京 及 横 濱	二四、三八〇	一二、二七五	一四、八一〇	九、七四九	一五、九六五
關 門	三九、三三三	三七、一八八	五〇、九八二	五三、七二九	五五、一〇〇
神 戶	一六、二五三	三二、九六九	三四、一六六	五〇、〇六二	六四、七一〇
小 樽	三五、〇五三	一七、七七〇	三四、七三九	三五、一〇六	一八、〇三六
其 他	六六、六六二	四六、五〇八	七七、五一五	九四、二一三	六四、〇五八
計	二三〇、一三五	一九一、九四五	二六八、五六九	三一三、七九四	二八六、三九五

輸出

港別	四十一年	四十二年	四十三年	四十四年	大正元年
東 京 及 横 濱	八七、八一六	一六一、六二九	一一一、二七九	一八八、七七七	一八七、七三九
神 戶	七一、四一六	一一一、三七六	九九、〇五二	一六一、二二六	一八八、六三四

埠頭事務所 (埠頭事務所貨物取扱高)

清國との貿易——清國諸港との貿易は大體に於て順調の發達を遂げつゝあり、四十一年本社に於て大連上海間の定期航海を開始せし以來兩地間の貿易は著しく増加せり則ち清國貿易中上海は輸出入共其首位を占め其他輸出に於ては廣東香港之に次ぎ輸入に於ては皮口其下にあり今各主要港別に數字を以て示せば即ち左の如し

輸入

港別	四十一年	四十二年	四十三年	四十四年	大正元年
上 海	五三〇、四	二九、七七四	三四、八二一	四四、四三七	六三、二二五

港別	四十一年	四十二年	四十三年	四十四年	大正元年
四 日 市	四六、一三六	七四、九一三	四八、七〇六	九四、一八五	四八、九七四
武 豊	二〇、六三二	五二、〇一七	三五、一四九	六二、二四三	四九、八九四
清 水	二、三九六	一一、五九五	一七、八九二	二七、七五四	一七、四〇六
關 門	一一、三二七	二二、八四六	一〇、一九五	一一、二六五	二二、〇二〇
仁 川	七三六	二二、三七〇	三〇、四五九	一〇、三六〇	四一、七七一
打 狗	—	—	二、五八六	三五、二八四	二六、〇六七
其 他	五四、九四〇	七九、一七三	六三、八七一	五三、二二九	一一七、三六四
計	二九六、三九九	五三八、九一九	四一九、〇八九	六四六、三二三	七〇九、八六九

領事館

但し輸出の場合のみに徴せらる

重要輸出品に對する輸出税左の如し

米、高粱、粟、包米	擔	〇、一〇〇	大豆、小豆	擔	〇、〇六〇
豆	粕	〇、〇三五	油	擔	〇、三〇〇
麻子	油	〇、三〇〇	麥	擔	〇、一〇〇
瓜子	擔	〇、二〇〇	子	擔	五
柞蠶	絲	二、五〇〇	柞蠶	斤	五分
柞蠶	繭	三、〇〇〇			

領事館

大連に於ける各國領事館左の如し

- 英國領事館 西公園町 (本館は大連大廣場に於て新築中)
- 米國領事館 越後町

露國領事館 龍田町

獨逸領事館 下の關駐在同國領事館の所轄に屬す

奧太利領事館 英國領事館にて事務取扱を爲す

和蘭領事館 米國領事館にて事務取扱を爲す

大連海務協會 (寺内通)

本會は海事に關する業務の發達及海員の扶掖を圖るを以て其目的となし左の七部を設け居れり

- 検査部 海損精算事務部
- 海員慰藉部 海損精算事務部
- 雜誌部 海員救濟部
- 海員講習部

銀行

大連海務協會 銀行

滿洲重要物産同業組合

大連には横濱正金銀行大連支店(大山通一丁目)、大清銀行大連分號(山縣通一)、正隆銀行(羽前町八一五)、大連貯蓄銀行(伊勢町一八)、露清銀行支店(監部通)、香港上海銀行代理店(山縣通二七)等あり

滿洲重要物産同業組合 (寺内通)

大連に於ける滿洲重要物産業者は一の組合を組織し一致共同事業の發展を講じつゝあり、同組合の目的左の如し

- 一 組合員の商取引を正實ならしむること
- 二 滿洲重要物産賣買者間の利便を圖り賣買取引商人の集會所を設くること
- 三 滿洲重要物産の標本を陳列して内外人の觀覽に供すること
- 四 滿洲重要物産の集散取引相場等に關する諸般の調査報告を發行し且統計表を作製すること
- 五 賣買取引方法の一定を期すること

六 組合員間商取引の係争に關し仲裁調停すること

七 組合員と組合員外の者と商取引をなすに方り組合員外の不正なる取引をなす者に對し矯正の方法を講ずること

八 組合員又は組合員外荷主の請求により滿洲特産物の品質竝に産地等に關する證明をなすこと

九 官署の諮問に應ずること

大連重要物産取引市場 (東廣場)

大連重要物産取引市場は關東都督の管理に屬し東廣場に在り重要物産の賣買取引の確實を期し且其の便宜を圖るを以て目的とし諮問機關として商議員會を置けり、同場は未だ開場の運に至らざるを以て今尙埠頭構内にある滿洲重要物産商人集會所に於て從來の慣習に依り賣買しつゝありて其取引方法に現物取引と先物取引との二様あり、取引時間は午前九時頃より十二時までの間に於て主たる取引行はる、其賣買單位及商品の種類左の如し

大連輸入商組合

使用貨幣は正金銀行兌換銀券を用ゐる賣買單位は

一 袋物及油類

一 豆

一 同 粕 (大一枚四十六斤もの)

一 同 上 (小一枚十八斤乃至三十二斤もの)

百斤建
一枚建
百斤建

取引せらるゝ物産の大略は

大豆、豆粕、豆油、小麻子、大麻子、蘇子、芝麻、落花生、小米、高粱、包米、吉豆
元米、小豆、苕米、瓜子、小麥、蕎麥、燒酎、大麻油、蘇子油、麩子等なり

大連輸入商組合

前項滿洲重要物産同業組合に對立して輸入商組合あり、輸入商共同の利益を享受すると同時に輸入貿易を速進せんとするなり組合定款の要旨左の如し

- 一 組合員の一致を圖り商取引を正確ならしめ取引上の弊害を矯正し信用を發達せしむるべし

二 輸入重要品の需給關係並に運賃保險料其他諸掛に關する調査をなすこと

三 同業者間取引方法の統一を期すること

四 組合員商取引上係争に關し仲裁調停すること

大連に於て發行せらるゝ主なる新聞

遼東新報、滿洲日日新聞、泰東日報、Manchuria Daily News.

旅館

大小の旅館頗る多く就中ヤマトホテルは純西洋式、遼東ホテルは和洋兩様にして何れも設備待遇届きて評判高し、この外和洋及支那式の旅館は枚擧するに遑あらず埠頭より十五分乃至二十分位の距離にあり

大連に於て發行せらるゝ主なる新聞

旅館

大連埠頭貨物取扱規則

(明治四二、二〇、一五
社則第七號)

第一條 當會社ノ埠頭ニ送致セラレ若ハ埠頭ヨリ發送セラルル貨物積卸及船内作業ハ總テ會社ニ於テ之ヲ取扱フモノトス

第二條 埠頭構内及埠頭繫留船舶内ニ於テ貨物ノ運搬改装其他ノ取扱ヲ爲ス仲仕人夫ハ會社ノ使用人又ハ特ニ會社ノ認許シタルモノニ限ル

第三條 埠頭ニ於ケル貨物ノ料金ハ別表ニ依ル

第四條 船舶ヨリ陸揚セラレタル貨物ハ本船荷揚終了ノ日ヨリ四日以内ニ埠頭ヨリ引取ラ
ルヘシ

第五條 埠頭ニ送致セラレタル貨物ハ其荷卸ノ日ヨリ十日以内ニ埠頭ヨリ引取ラルヘシ

第六條 前二條ノ期間内ニ貨物ヲ引取ラレサルトキハ會社ハ適宜ノ場所ニ之ヲ預リ置クヘシ但運搬其他ニ要シタル費用ハ荷送主及荷受主連帶ニテ負擔セラルヘシ

第七條 前條ノ預リ貨物ヲ引取ラントスルトキハ別表ノ貨物預リ料及諸掛ヲ納付セラルヘ

第八條 埠頭ニ在ル貨物ニシテ其保管又ハ保存上會社カ必要ト認メタル場合ハ荷主ノ承諾ヲ待タズ改装、置換等ノ處置ヲナスコトアルヘシ但其費用ハ荷送主及荷受主連帶ニテ負擔セラルヘシ

第九條 預リ貨物ノ性質上又ハ其他ノ事由ニ因リ會社カ必要ト認メタル場合ハ期間ヲ定メ引取方ノ催告ヲナスコトアルヘシ但期間内ニ引取ラレサルトキハ會社ハ適宜之ヲ處分スルコトアルヘシ

第十條 會社ハ貨物ノ取扱及保管ニ付キ相當ノ注意ヲ施スト雖モ蟲害、鼠喰、火災、風雨波浪又ハ事變ニ因リテ生シタル損害ニ對シテ其責ニ任セス
荷造又ハ荷印ノ不完全ナルニ因リ又ハ貨物ノ性質上生シタル損害ニ付テモ亦同シ

(別表) (埠頭貨物料金表)

船内仲仕賃

一、普通貨物

一噸ニ付

金拾五錢

二、特種貨物

別ニ定ムルトコロニ依ル

貨物陸揚賃

一、普通貨物

等級

單位

賃金

一級品

一噸

金四拾錢

二級品

同

金參拾八錢

三級品

同

金參拾六錢

四級品

同

金參拾四錢

五級品

同

金參拾貳錢

六級品

同

金參拾錢

貨物ノ等級ハ別ニ定ムルトコロニ依ル

二、特種貨物

大連埠頭貨物取扱規則

品名	單位	賃金
牛馬類	一頭	金壹圓
其ノ他ノ獸類	同	金貳拾錢
小船類	一隻	金貳圓
死體	一箇	金壹圓
危險品	一噸	金八拾錢
貴重品		

價格金千圓迄

金千圓以上金千圓若クハ其未滿每ニ

金參拾錢
金五錢

貨物船積賃

賃金

品名	單位	賃金
豆類	一噸	金貳拾錢
雜穀及種子類	同	金貳拾壹錢

大連埠頭貨物取扱規則

品名	單位	賃金
豆粕	一噸	金貳拾壹錢
柞蠶繭	同	金貳拾貳錢
柞蠶絲	同	金貳拾五錢
石炭	同	金貳拾五錢
獸骨	同	金貳拾五錢
油類	同	金貳拾八錢
酒類	同	金貳拾八錢
雜品	同	金貳拾八錢
牛馬類	一頭	金壹圓
其他ノ獸類	同	金貳拾錢
死體	一箇	金壹圓
小船類	一隻	金貳圓
危險品	一噸	金六拾錢

大連埠頭貨物取扱規則

貴重品

價格金千圓迄

金千圓以上金千圓若クハ其未滿毎ニ

金參拾錢
金五錢

貨物預リ料 (毎一日ノ料金)

一、普通貨物

等級

單位

貨金

一級品

一噸

金四錢

二級品

同

金參錢五厘

三級品

同

金參錢

四級品

同

金貳錢五厘

五級品

同

金貳錢五厘

六級品

同

金貳錢五厘

預リ料ノ貨物等級ハ左ニ掲ケタル特種貨物ヲ除キ陸揚貨物ノ等級ヲ準用ス
二、特種貨物

大連埠頭貨物取扱規則

品名

單位

貨金

米

一噸

金貳錢五厘

雜穀

同

金貳錢五厘

鐵類(野積)

同

金參錢五厘

釘類

同

金參錢五厘

獸骨(野積)

同

金六錢

木炭(同)

同

金貳錢

薪(同)

同

金貳錢

木材及竹材(同)

同

金壹錢五厘

切組及削材(同)

同

金貳錢五厘

牛馬皮類(同)

同

金六錢

油類(同)

同

金五錢

古金物(同)

同

金貳錢五厘

大連埠頭貨物取扱規則

セ	メ	ン	ト	一	噸	金	四	錢
麥	粉	同	同	同	同	金	貳	錢
箱入麥酒及清酒	同	同	同	同	同	金	貳	錢五厘
石	炭	同	同	同	同	金	壹	錢
支那酒類	(特產物ニ限ル)	同	同	同	同	金	五	錢
豆	類(同)	一	袋	同	同	金	五	毛
雜穀及種子類	(同)	同	同	同	同	金	八	毛
豆	粕(大玉)	十	枚	同	同	金	貳	厘
同	(小玉)	同	同	同	同	金	壹	厘
危險品	(野積)	一	噸	同	同	金	拾	錢
貴重品						金	貳	錢

價格金千圓若クハ其未滿每ニ

備考

一、船舶又ハ貨主ノ請求ニヨリ夜業ヲナシタルトキハ船内仲仕賃及揚積賃共左ノ割増金ヲ

申受ク

一、所定終業時ヨリ夜半迄若クハ其以内 五 割 増

一、夜半ヨリ所定就業時迄若クハ其以内 十 割 増

二、一件ノ料金五錢ニ滿タサルモノモ仍ホ金五錢ヲ申受ク

三、船舶荷役ニ要スル荷役道具ハ本船ノ負擔トス

但シ不足ノ時ハ相當ノ使用料ヲ申受ケ會社之ヲ補給貸與スルコトアルヘシ

四、船舶貨車ニ依ラスシテ埠頭ニ出入スル貨物ニ對シテハ到着及引取ノ都度相當ノ入出賃

ヲ申受ク

五、預リ貨物ニ對シ發行シタル證券ノ再發行名義書換又ハ分割ヲ請求セラルルトキハ一件

ニ付金貳拾五錢ヲ申受ク

六、貨物ニ關スル證明書ヲ請求セラルルトキハ一件ニ付金壹圓ヲ申受ク

七、容器ニ入レアル獸類及魚鳥類ノ料金ハ其容器ノ才量ニ依ル

大連埠頭貨物取扱規則

大連埠頭陸揚貨物等級表

- 八、會社ハ貨物ノ種類ニ依リ適宜之ヲ屋蓋ナキ場所ニ積置クコトアルヘシ
- 九、船積貨物カ所定距離ノ外ニアルトキハ別ニ定ムル荷線賃ヲ申受ク
- 十、預リ料ハ貨物取扱規則ニ定メタル期間滿了ノ翌日ヨリ出庫日迄ノ分ヲ申受ク
- 十一、別表ニ掲ケサル貨物及作業ニ對シテハ別ニ定ムル料金ヲ申受ク
- 十二、各表ニ掲ケサル物品ハ類似品ノ定率ヲ準用シ其類似品ナキモノハ雜品ノ定率ニ據ル
- 十三、會社ハ貨物ノ内容又ハ狀態ニ付其責任ニ任セス
- 十四、各表ニ於テ一噸ト稱スルハ四十才、六石、千五百十二斤又ハ二千封度トシ會社ノ選擇ニ依リ之ヲ定ム
- 十五、貨物ノ噸量不明ナルカ若ハ會社ニ於テ其必要ヲ認ムルトキハ之ヲ量定スルコトアルヘシ

大連埠頭陸揚貨物等級表

等級適用規則

- 一、本表ニ記載ナキモノハ類似ノ品ニ據リ孰レニモ據リ難キモノハ第一級品トス
- 二、一梱包中二種以上ノモノヲ包括シタルトキハ全部ニ對シ混入品中最高品ノ等級ヲ適用ス

三、一船荷證券中二種以上ノモノヲ併記シ各品種別ニ才員又ハ重量ノ記載ナキトキハ併記品名中最高品ノ等級ヲ適用ス

四、附屬品ハ特ニ記載ナキモノハ各本品ノ等級ヲ適用ス

五、組立サルモノニシテ特ニ記載ナキモノハ組立タルモノノ等級ヲ適用ス

六、同一ノモノカ解釋上二種以上ノモノニ據ルコトヲ得ル場合等級ヲ異ニスル時ハ高キ等級ヲ適用ス但シ本表中◎印ノアルモノハ低キ等級ヲ適用ス

七、混作品ハ高級ナル材料ノ等級ヲ適用ス

八、等級欄ニ「危」トアルハ危險品扱「箇」トアルハ箇數扱「貴」トアルハ貴重品扱トス

イ	品	名	等級	備考
ハ 順				
イ	絲	絹、柞蠶製類	一	

類 (組類ヲ含ム)

大連埠頭陸揚貨物等級表

大連埠頭陸揚貨物等級表

道 具 類 <small>(他ニ記載シタ ルモノヲ除ク)</small>	籐 <small>(他ニ記載シタ ルモノヲ除ク)</small>		度 量 衡 器 類	繭	糸 瓜	盆 栽	帽 子 類	寶 玉 石 類	勝 腕 及 筋 類 <small>(腸ヲ含ム)</small>	庖 厨 具
	原料品	製品								
◎獵具、見世物芝居道具類 ◎家庭道具類 ◎農具、土木具類 ◎測量具、漁具、職工具類										
二	五	二	一	四	四		一	貴	二	
縫量機械、裁 機ハ機械 類參照						花卉盆栽參照				家具參照

大連埠頭陸揚貨物等級表

卸 類	膠 類	苦 鹽	礬 類	履 物 類	パ テ	刷 毛 類	馬 具 類 <small>(鞭ヲ含ム)</small>		箔 類
							其他	絹、革製類	
其他	貴金屬製	各種	各種	靴、下駄、雪駄、麻裏、スリッパ 類各種 藁及笈、ボロ草履類、藁靴各種		各種	其他	絹、革製類	其他
二	貴	四		三	三	三	三	一	一
		鹽參照							

大連埠頭陸揚貨物等級表

ヲ		ヌ		チ				
織物類 (真田、毛布、膝掛ノ類ヲ含ム)	布袋類	塗料及染料類	茶	地 圖	彫 刻 物 類	帳 簿 類	腸	
絹、毛、柞蠶製類	油布	各種	各種		各種	各種	土管類	
一	二	三	二	一	二	二	三	
				書籍及地圖參照			膀胱及筋參照	

大連埠頭陸揚貨物等級表

土器類	土砂類 (割栗、玉石ヲ含ム)	土工類	時計類 (寒暖計、晴雨計、磁石ヲ含ム)	陶磁器類	燈器類 (他ニ記載シタルモノヲ除ク)	動物ノ血液	動物類
土器	各種		其他 貴金屬製又ハ寶石石ヲ鏤メタルモノ各種	其他 ◎粗製支那茶碗	各種	各種	生キタル(容器ニ入レサルモノ) 生キタル(容器ニ入レ又ハ足枷シタルモノ) 死シタル(魚介類ヲ除ク)
二	五		一 貴	一 二	二	一	一 筒
		道具類參照					生キタル魚及介蟲類ハ水ニ容レサル場合ニ限リ鮮魚及鮮介蟲ニ據ル

大連埠頭陸揚貨物等級表

海 綿	貨 幣 類	皮 類	革 製 品 類 <small>(他ニ記載シタ ルモノヲ除ク)</small>	鏡 類	硝 子 類 <small>(他ニ記載シタ ルモノヲ除ク)</small>	家 具 類		寢 具 類	臺 所 道 具 及 食 器 類
						古 饌 類	硝 子 器 類、 硝 子 板		
	金 銀 貨、 白 銅 貨、 紙 幣 類	精 製 毛 皮	製 皮、 未 製 皮	各 種	各 種	各 種	綿、 麻、 金 屬 及 木 製 其 他	膳、 碗、 皿、 鉢、 箸、 ナイ フ、 フ オ ー ク、 ス プ ー ン、 飯 櫃、 盆、 石 油	
	一	一	二	一	一	一	二		二

大連埠頭陸揚貨物等級表

海 草 類 <small>(食 用) (他ニ記載シタ ルモノヲ除ク)</small>	海 草 類 <small>(不 食 用) (他ニ記載シタ ルモノヲ除ク)</small>	貝 殼 類	介 蟲 類	貝 灰	懷 爐 灰	藁 及 同 製 品	綿 類 <small>(種 綿 ヲ 含 ム)</small>	扇 及 團 扇 類		織 物 類 <small>(眞 田、 毛 布、 膝 掛 ノ 類 ヲ 含 ム)</small>
								紙、 草、 羽 製 類	絹 製 類	
各 種	各 種	原 料 品	製 品		各 種	各 種	各 種	各 種	各 種	綿、 麻 製 類
五	二	五	二		三		一	二	一	二
			魚 及 介 蟲 參 照	石 灰 參 照		草 藁 製 品 參 照				

大連埠頭陸揚貨物等級表

角及牙、蹄類並其製品	綱及繩類	染料類	掃除具類	曹達類	棧	煉瓦石類	竹製品類 <small>(他ニ記載シタルモノヲ除ク)</small>	足袋	建具類
牙及其製品、角製品	藁 麻類、棕梠、木綿等			其他 洗濯曹達、土城面城ノ類		各種	竹細工品其他		戸、障子、襖ノ類
一	五	三		二	三	三	一		二
		塗料及染料參照	家具參照		車類參照			衣服類參照	

大連埠頭陸揚貨物等級表

竹、枝、根、葉、皮類	竹類	卵	疊類 <small>(表、床、絨、布、縫絲ヲ含ム)</small>	種物類	煙草類	體育具類	容器類	乾物類 <small>(食品中ニ記載シタルモノヲ除ク)</small>	玩具類	罐詰及瓶詰類
	工ヲ加ヘタルモノ及磨竹類	工ヲ加ヘサルモノ及割竹籊竹ノ類	各種		各種	擊劍道具、弓、矢、鐵亞鈴、スケートバット、ボール、ラケットトノ類	罐、籠、函、樽、桶、行篋、篋、甕ノ類	乾野菜、乾麵類、寒天、氷豆腐、干瓢、氷蒟蒻、麩ノ類	各種	
	四	五	一	四	一	二	六	二	二	
木、竹、枝、根、葉皮類參照				苗及種物參照						食料品參照

大連埠頭陸揚貨物等級表

草 藁 類 (生乾共)		靴 墨 類	屑 物 類	車 類 (轎子及橇ヲ含ム)	軍用品類 (荷送人又ハ荷受 人力官衛又ハ軍 隊ノ場合ニ限ル)	農 具 類
藁、粟稈、麥藁、高粱稈、付芝、蘆 萱、甘蔗、其他ノ雜草類	砥草	各種	綿絲屑、紙屑、硝子屑、毛屑、羽 屑、革屑、麻屑、骨屑、木屑、蹄屑 襪縷ノ類	絹絲屑、柞蠶絲屑、繭屑ノ類	被服、兵器、衛生材料、陣營具	道 具 類 參 照
五	六	二	五	一	二	
				荷車、小兒車、橇、其他組立サル 車類	人力車、乘用馬車、自働車、轎子 自轉車、組立サル自働車	其他ハ本表中 相當品名ニ據 ル

大連埠頭陸揚貨物等級表

ノ	植 木 類	魚及介蟲類 (食料品中ニ記載 シタルモノヲ除ク)	團 扇 類	鞭 類	羅 字 類	繩 類	苗 及 種 物 類	杖 類	漬 物 類	角 及 牙、蹄類並其製品
糊 類	各種	鮮、燒、薰、蒸、鹽、乾			各種		各種	各種		蹄 角
	二	二			四		三	三		三 二
文房具參照			扇及團扇類參照	馬具參照		綱及繩類參照			食料品參照	屑ハ屑物參照

コ	フ						
瓜子	文房具類 (文房用消耗品ヲ含ム教育用品ヲ除ク)	武器 (獵具及骨董品ヲ除ク)	船具類	船	化粧品類	毛及羽製品類 (他ニ記載シタルモノヲ除ク)	毛皮製品類 (他ニ記載シタルモノヲ除ク)
	コツピー、臺、膽寫版、十呂盤、硯、同箱、簿記俵、筆、墨、鉛筆、白墨、インキ各種、ペン先、ペン軸、インキ壺、書類挾、糊、印肉、ナイフ類	刀劍、銃、砲	各種			支那毛氈、フェルト等ノ粗製品 其他	各種 各種
	二	一	二	筒		一 二	一 一
食料品参照					小間物参照		屑ハ屑物参照

ケ	マ			ヤ							
毛皮類	豆粕	繭類	燐寸類	野菜類、生 (塊、根、筍、蕨、瓜類ヲ含ム)	藥品及藥材類	柳ノ枝	屋根葺用品類 (銅及青銅等ノ製品ヲ除ク)	草蓐製品類 (他ニ記載シタルモノヲ含ム)			
		各種	各種	各種	其他各種	強酸類	各種	屋根板ノ類	スレート、ラバロイド、マルソイド、モナーク及瓦類	其他	蓆、菰、吠、俵ノ類
	三	一	一	二	一	危	四	五	三	三	四
皮類参照									銅及青銅瓦ハ金屬参照		

大連埠頭陸揚貨物等級表

獸 鳥 肉 類	漆 器 <small>(他ニ記載シタルモノヲ除ク)</small>	死 體		書 籍 及 地 圖 類	職 工 道 具 類	食 料 品
		各種	人骨			
		一	四	箇	二	二
食料品參照		道具類參照				

ソリス、胡椒、芥等ノ藥味類、獸
鳥肉類、鮮乾、薰鹽共、雲丹、錫、鯉
節、乾貝柱、乾海參、乾鮑、乾海
苔、乾茸類、味噌漬、粕漬、麴漬、
卵漬、鹽辛、調味噌、蒲鉾類、餅
類、食麴類、乳、卵類、コーヒ
ー、チヨコレート類、罐詰、曇詰
腸詰類、パン粉、葛粉、晒箔類、
魚鱈、燕窩、梅干、漬物(罐詰、燻
詰ヲ除ク)、豆腐、同漬、蒟蒻、粉
味噌、醬油、エキス、山椒ノ實、煎
豆、煎麥ノ類、味噌、醬油、酢、瓜子

大連埠頭陸揚貨物等級表

鹽	シ 芝 居 道 具	見 世 物 道 具 類	味 噌 、 醬 油 、 酢	水 及 冰	綿 布 及 綿 絲 製 品 類 <small>(他ニ記載シタルモノヲ除ク)</small>	眼 鏡 類	油 脂 類		
							各種	各種	豆油
各種				蒸溜水、飲料水、浴用水類	各種	各種	樹脂、魚脂、獸膏、機械油、ボイ ル油、久美油、種油、大麻油、車 軸油、麻油、鑽油ノ類	危	
二					一	二	二		
天幕及シート 參照		道具類參照	食料品參照						

貨物火災保險規則

石油、揮發油、樟腦油、樟腦、樟腦製品、セルロイド、護謨、硫黃、硝石、燐、燐寸、桐油製品、油紙、棉花、硫酸、硝酸、鹽酸、酒精、エーテル、生石灰、火藥類、雷汞、鹽酸加里、カルシウム、ナトリウム、火綿等ノ危險物其他大連港則ニ依ル爆發性物及容易ニ燃燒スヘキ貨物

第九條 本規則ニ依ル火災保險ニ付テハ保險證券ヲ交付セス

附則

第十條 會社ノ特約セル火災保險會社ハ左ノ十會社トス

明治火災保險株式會社

東京火災海上運送保險株式會社

日本火災保險株式會社

橫濱火災海上運送信用保險株式會社

共同火災海上運送保險株式會社

コンマーシャル、ユニオン保險會社

ノルウヰツチ、ユニオン保險會社

サン保險會社

ヨークシャー保險會社

ニュージブランド保險會社

第十一條 火災保險料ハ當分ノ内會社ニ於テ之ヲ負擔ス

大連埠頭船舶取扱規則

(明治四〇、九、一四社則第八號)

第一條 大連ニ入港スル船舶ニシテ本會社ノ埠頭ニ繫留セントスルモノハ此規則ニ據ラルヘシ此規則ニ明記ナキ事項ニ關シテハ會社ノ埠頭事務所長ノ指圖ニ據ラルヘシ

第二條 埠頭ニ繫留セントスル船舶ニシテ南水道ヨリ入港スルモノハ南三山島ノ燈臺ヲ認メ得ヘキモノハ晝間ニ在リテハ其國旗及信號符字竝ニ吃水信號ヲ掲ケ夜間ニ在リテハ會社ト船舶所有者トノ間ニ特約セル燈火信號ヲ掲ケ汽笛又ハ號角ヲ以テ短長ノ二聲ヲ連吹シ入港セラルヘシ

大連埠頭船舶取扱規則

第三條 出港セントスル船舶ハ豫メ發航ノ時日及仕向港ヲ通知シ出帆旗ヲ掲ケ其準備整ヒタルトキハ晝間ニ在リテハ信號符字ヲ掲ケ夜間ニ在リテハ汽笛又ハ號角ヲ以テ長短ノ二聲ヲ合圖セラルヘシ

第四條 船舶ヲ埠頭ニ著離スルニハ總テ埠頭北端所在ノ信號所ノ指圖ニ據ラルヘシ
信號所ニ於テハ萬國船舶信號ノ外別表記載ノ特別信號ヲ用ユ

第五條 埠頭ヲ分チテAヨリOニ至ル十五區トシ、船舶ノ繫留スヘキ區域ノ中央點ハ晝間ニ在リテハN旗、夜間ニ在リテハ紅燈ヲ以テ之ヲ標示ス

第六條 會社ハ船舶ノ發著毎ニ別表ニ據リ手數料ヲ申受ルモノトス前項ノ場合ニ於テ會社ハ各船舶ノ爲メ其要求ノ有無ニ拘ハラズ埠頭繫船方、曳船、綱取船竝ニ發著ニ關スル必要ノ準備ヲナスモノトス

前項ニヨリ準備シタル繫船方、曳船、綱取船及其他一般ノ指揮監督ハ使用ヲ始メタル時ヨリ其船舶責任者ニ歸シ使用中一切ノ損害ハ使用目的ノ如何ヲ問ハズ船舶所有者ニ於テ其責ニ任セラルヘシ

第七條 埠頭ニ繫留セントスル船舶ノ船長又ハ其取扱人ハ會社所定ノ繫船申込書ヲ提出シ其承諾ヲ受ケラルヘシ

第八條 埠頭ニ於テ貨物ノ陸揚ヲ爲サントスル船舶ハ入港後直ニ積荷目錄ニ船内積荷略圖ヲ添ヘ船長又ハ取扱人ヨリ會社ヘ申込マルヘシ

第九條 埠頭ニ於テ船舶ニ貨物ノ積入ヲ爲サントスルトキハ取扱人ヨリ豫メ積荷目錄ヲ添ヘ申込マルヘシ

第十條 會社ハ別表ノ使用料ヲ以テ船長荷主又ハ其他ノ要求ニ應シ小蒸汽船ヲ供スルコトアルヘシ

第十一條 會社ハ必要ト認ムル場合ハ何時ニテモ船舶ヲシテ埠頭ヲ離レシメ又ハ其繫留若ハ碇泊ノ地點ヲ變更セシムルコトアルヘシ

第十二條 船舶ヲ埠頭ニ著離セシムル順序ハ會社ノ定ムル所ニ據ル

第十三條 端艇又ハ小廻リ船ノ類ト雖モ埠頭事務所長ノ承諾ヲ經タル場合ノ外埠頭ニ繫留スルヲ得ス

大連埠頭船舶取扱規則

第十四條 各船舶ハ埠頭事務所長ノ承諾ヲ得ルニアラサレハ埠頭外方及防波堤ノ内面六百尺以内ニ碇泊スヘカラス

第十五條 埠頭ニ繫留中ノ船舶ニ傳染病患者發生シタルトキハ一切ノ交通ヲ遮斷シ直ニ埠頭事務所長ノ指圖ヲ受ケラルヘシ

第十六條 埠頭繫留中ノ船舶ニシテ失火又ハ危急ノ場合ハ汽笛號鐘其他ノ方法ニ由リ之ヲ急報セラルヘシ

第十七條 埠頭附近ニアル船舶ニシテ塵灰其他ノ物ヲ投棄セントスルトキハF旗ヲ掲クヘシ會社ハ常ニ塵灰船ヲ準備シ何時ニテモ無料ニテ其運搬ヲ爲スヘシ若故意又ハ過失ニ因リ投棄シタルトキハ之ヲ除去スヘキ費用ノ二倍ヲ申受クヘシ

第十八條 埠頭繫留中ノ船舶ハ妄リニ汽笛ヲ吹鳴シ又機關ノ運轉ヲ爲スヘカラス

第十九條 埠頭附近ニ於テ投錨スル場合ハ他船及他船沈設物ノ妨害トナラサル様注意セラ
ルヘシ

第二十條 埠頭繫留中ノ船舶ハ天候不穩ノ徵候アルトキハ蒸汽ヲ發生セシメ機關運轉ノ準

備ヲセラルヘシ

第二十一條 埠頭繫留中ノ船舶ハ常ニ監視及作業ニ必要ナル船員ヲ配置シ船體ノ内外及荷役ニ注意セラルヘシ

船員ノ不在又ハ不足其他不注意ノ爲メ生シタル一切ノ損害ハ船舶所有者ニ於テ其責ニ任セラルヘシ

第二十二條 船長又ハ船員ノ故意若クハ過失ニ因リ防波堤、護岸、曳船、防舷物、歩板其他會社ノ所有物ヲ滅失又ハ毀損セシメタルトキハ船舶所有者ニ於テ其責ニ任セラルヘシ但賠償價格ハ會社ノ定ムル所ニ據ル

(別表)

○發著手數料

一、一回發著ニ付	
總噸數	百噸未滿 金五 拾 錢
同	二百噸未滿 金壹 圓
同	五百噸未滿 金五 圓

大連埠頭船舶取扱規則

大連埠頭船舶取扱規則

總噸數	千噸未滿	金拾五圓
同	千五百噸未滿	金貳拾五圓
同	三千噸未滿	金四拾圓
同	五千噸未滿	金五拾五圓
同	五千噸以上	金六拾五圓
一、轉錨ノ場合ハ左ノ料金ヲ更ニ申シ受ク		
總噸數	二百噸未滿	無料
同	五百噸未滿	金參圓
同	千噸未滿	金拾圓
同	千五百噸未滿	金拾五圓
同	三千噸未滿	金貳拾五圓
同	五千噸未滿	金四拾圓
同	五千噸以上	金四拾五圓

- 一、燃料炭又ハ淡水ノミ搭載ノ爲發著若クハ轉錨ノ場合ハ當分ノ間料金ヲ申受ケス
- 一、夜間ニ發シ又ハ著スルモノハ規定料金ノ二割増ヲ申受ク
- 一、天候不良ノ時ハ特別ノ割増ヲ申受クルコトアルヘシ
- 一、曳船ノミニ因ル轉錨ノ場合ハ五割増ノ料金ヲ申受ク
- 一、天候其他已ムヲ得サル事由ニ因リ會社カ轉錨ヲ必要ト認ムル場合ハ料金ヲ申受ケス

○小蒸汽船使用料

- 一、一時間未滿ハ金五圓
- 一、一時間以上ハ一時間迄毎ニ金參圓
- 一、日没ヨリ夜半迄ハ五割増トシ夜半以後ハ二倍ヲ申受ク
- 一、天候不良ノ時ハ特別ノ割増ヲ申受クルコトアルヘシ
- 一、前記各項以外ノ場合ニ於テハ其都度協定スルモノトス
- 前記ノ使用料ハ碇泊船舶ニ往來スル場合ニ限ルモノトス

○繫船申込書

大連埠頭船舶取扱規則

大連埠頭船舶取扱規則

船名	船長氏名	吃水	船名	實量
船主住所氏名	船名	船名	港名	實量
國籍	仕出	港名	種類	數量
總噸數	主ナラ搭載貨物ノ種類及數量			
登簿噸數	豫定繫船日時			
長				
深				
幅				

上記繫船申込候也

申込者ノ住所氏名(又ハ商號)

大正 年 月 日

南滿洲鐵道株式會社埠頭事務所御中

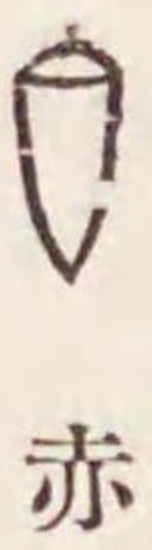
○特別信號

信號種類

同上解釋

船主旗 T (船主旗ノ下ニ萬國信號旗ノT)

信號所呼ビ



赤

直ニ埠頭ニ繫留スヘシ



黒

直ニ埠頭ヲ離ルヘシ

○ A (赤球ノ下ニ萬國信號旗ノA以下之ニ倣フ)

便宜投錨セヨ

防波堤外ニ投錨スヘシ

埠頭ヲ離レントスル(或ハ繫留セントスル)船アリ錨ヲ入レスシテ其場ニ止レ

防波堤外ヲ迂回シテ來レ

水路嚮導ヲ出スニ付其場ニ止マレ

汝ハ曳船ヲ要スルヤ

曳船差支アルヲ以テ自身ニテ埠頭ニ繫留セヨ然ラスンハ便宜假泊シテ命ヲ待テ

埠頭ニ繫留スヘキ餘地ナシ便宜投錨シテ命ヲ待テ

小蒸汽船至ル迄便宜假泊セヨ

大連埠頭船舶取扱規則

○ I

○ H

○ G

○ F

○ E

○ D

○ C

○ B

大連埠頭船舶取扱規則

○ J

○ K

○ L

○ M

○ N

○ O

○ P

○ Q

○ R

○

○ T

○ U

○ V

○ Z

航路ノ妨トナルヲ以テ便宜轉錨スヘシ

風波強キモ船長ノ見込ニヨリ指示サレタル位置ニ繫留スヘシ若繫留ヲ見合ハサント欲セハ直ニ「能ハヌ」ト云フ信號ヲ以テ回答セヨ

本日午前埠頭ニ繫留ス

本日午後埠頭ニ繫留ス

明日早朝埠頭ニ繫留ス

明日午前埠頭ニ繫留ス

明日午後埠頭ニ繫留ス

何時ニ入港スルカ

何時ニ出港スルカ

船長又ハ代理人埠頭事務所ニ來レ

船員陸上ニ在リ端舟ヲ送レ

至急ヲ要ス

今迄ノ信號ハ取消ス

水先人ヲ待タスシテ進行セヨ

大連埠頭船舶取扱規則

F

W

Y

赤

白

汽笛長一聲

晝

間

夜間

解

釋

同上

機關停止セリ(曳索ヲ取レ)或ハ(曳索ヲ離セ)

白燈

曳方始メ

紅燈

曳方止メ

○要求信號

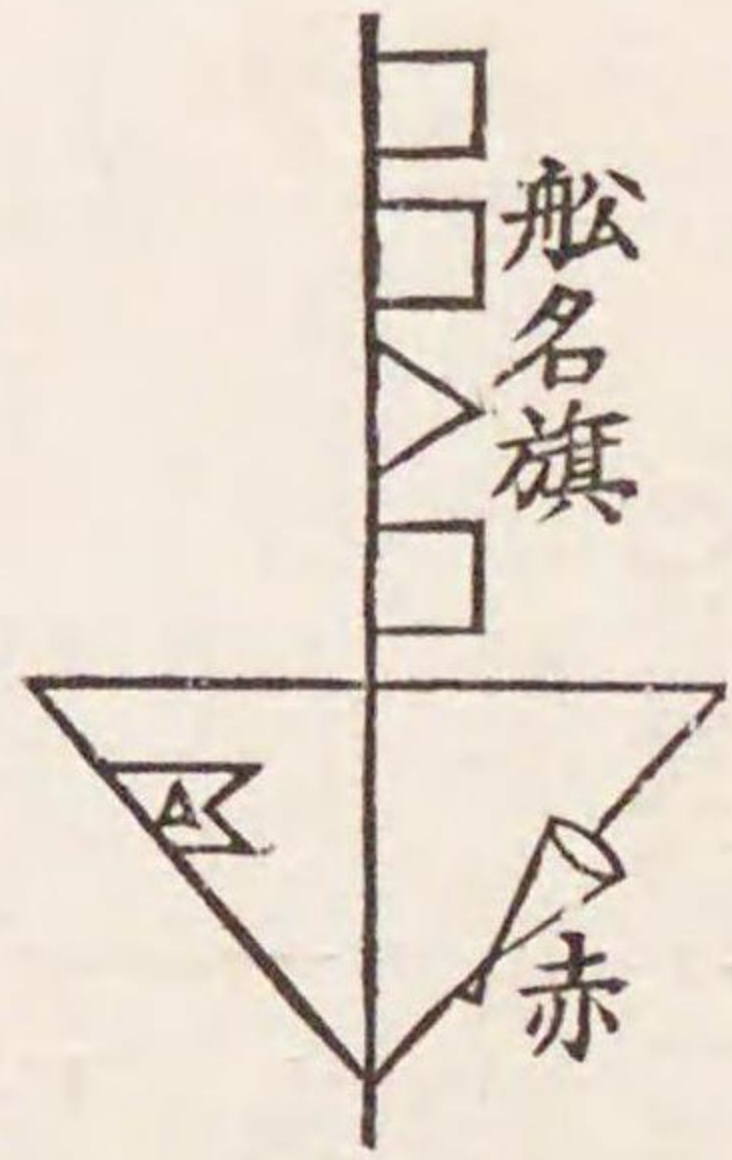
塵灰船ヲ要ス

給水船ヲ要ス

曳船又ハ小蒸汽船ヲ要ス

○信號讀方ノ例

小崗子棧橋使用料 船舶給水料 倉庫營業案内



某船ハ直ニ埠頭ノA位
置ニ繫留スヘシ

小崗子棧橋使用料

(明治四二、七、八
社告第一〇號)

小崗子棧橋使用料左ノ通り定ム

一、使用一回ニ付

金五拾錢

船舶給水料

(明治四五、六、一、埠頭事務所
示達第六十八號)

當埠頭ニ於ケル船舶給水料左ノ通り定ム

一、埠頭ニ於テ給水スル場合

一立方メートルニ付
金參拾五錢

一、埠頭ニ繫留セサル船舶ニ給水スル場合

同 金五拾錢

倉庫營業案内

(大正元年十月
運輸課ニテ編纂)

目次

一、營業 驛

二、寄託及保管手續

三、普通預の手續

四、發送預の手續

五、到著預の手續

六、穀物囤積保管

七、豆油混合保管

八、火災保險

九、銀行との特約

十、賣買代金取立

附 倉庫料金表中拔萃

以上

倉庫營業案内

倉庫營業案内

一、營業驛

目下倉庫業を營居候驛は左の通りにして尙ほ沿線商界の發達に鑑み漸次擴張の豫定に有之候

大連	營口	安東	遼陽
奉天	新臺子	鐵嶺	開原
昌圖	雙廟子	四平街	郭家店
公主嶺	范家屯	長春	旅順
千金寨	撫順		

右の内大連驛の業務は大連埠頭に於て營口驛の業務は營口埠頭に於て安東驛の業務は安東埠頭に於て取扱申候

尙又新臺子、雙廟子、郭家店三驛は當分庫内保管を取扱不申又撫順驛の取扱は當分野積發送預に限り申候

二、寄託及保管の種類

(イ) 倉庫の取扱ふ寄託の種類は

普通預
發送預
到着預

なる三種にして之に伴ふ保管方法に

庫内積
野積

の二法有之尙は特種の貨物に限り囤積として保管する取扱又は他人の貨物と混合して保管する取扱も有之候

(ロ) 普通預と申すは倉庫業として世間に普通取扱候預り方と略ぼ同一のものに有之候へ共倉庫と鐵道との關係を利用し其間に密接の聯絡を保たしめ保管中の貨物を運送し又運送されたる貨物を保管する上に於て種々の便宜を講じ一新機軸を出し候は發送預及到着預に有之候

倉庫營業案内

發送預と申すに二つの場合有之一は普通預の貨物を委託に依り運送する場合にして他は鐵道託送の貨物集積して輸送力を超ね即時運送し難きとき一先づ倉庫に預り鐵道の都合相付き次第速に發送方を取計ふ場合に有之候

到著預と申すは運送後著驛倉庫に於て保管致すことにて普通の託送又は發送預の申込と同時に當驛に於て其申込を受け之を著驛に通じ著驛をして御委託に従ひ其儘保管の手續を爲さしむる次第に有之候尤も著驛に於て收容の餘地なきか又は貨物に著しき故障ある場合は到著後と雖ども保管方御斷申候

(ハ) 庫内保管のものは紛失、盜難、雨濡の損害に對し會社其責に任じ申候へ共野積にて保管致候ものは倉敷料は遙に割安に相成候代りに雨濡に對する責任は御免を蒙り候
囤積の保管は穀物に限り混合の保管は當分豆油に限り申候之が取扱に付ては特約の條件有之委細後段に掲載致置候

(ニ) 貨物は貴重品、危險品其他普通倉庫として保管に適せざるもの外は都て御預致し候尤も貨物の内容及性質に付きては寄託者の御請求に依り内容検査證明料の御支拂を

受け特に検査を爲したる場合の外會社は其責に任じ不申候

前記の内容検査證明料は左の通りに御座候

- 一、寄託書又は託送書記載價格金千圓迄 金百圓若くは其未滿毎に 金五拾錢
- 一、同上金千圓を超ゆるとき 其超過額金百圓若くは其未滿を増す毎に 金貳拾五錢を加ふ

三、普通預の手續

(イ) 普通預の申込には備付の寄託申込書を御使用可相成候一口の申込即ち一通の申込書上の記載は一品種なるときは數量の多寡を論せず候へ共多種に涉り候ときは鐵道の三十噸車一車に積載し得る數量にして且混載し得べき五品種以下なることの定めに御座候御申込に對しては相當の見計ひを以て全部の持込を了せらるべき日時を御指定可致候

荷造は十分堅牢に仕立て且つ一見明瞭の記號又は番號を附せられ度荷造等の具合に依りては或は庫入謝絶の止むを得ざること相生候又品柄に依りては少量の見本を申受候

(ロ) 貨物全部の庫入相濟候はゞ貨物預書又は倉庫證券若くは倉荷證券を御渡致候倉庫證券又は倉荷證券は御請求に依り發行致し候預書又は證券は孰れも最初發行の一通に對しては料金を申受けず候へ共證券の書換又は分割の爲め或は預書の名義變更又は再交付の爲め新規に發行する場合は倉庫證券は一通に付金貳拾錢倉荷證券は同金拾五錢貨物預書は同金拾錢の作成手数料を申受候

貨物預書は謂はゞ倉庫と寄託者との間限りのものに止り點檢、見本摘出、名義變更、證券發行等御請求の節其寄託者たる證據として提出せらるべく其以外に之に依りて貨物の讓渡、質入を爲すこと能はざるに反し倉庫證券又は倉荷證券は貨物と引換の效力を有し完全に貨物上の權利を代表致候間假令遺失、盜難等に因りて亡失したるものにも若し轉讓して偶々其事由を知らざる他人の手に入るときは該貨物上の權利は當然其人の有に歸すべき次第故一旦證券を發行したる上は其還附を受くるか然らざれば十分なる擔保の御差入を受くるにあらざれば決して該貨物の引渡若くは新證券の再交附を計ひ申さず候に付別して取扱上御注意相成度萬一亡失され候節は即刻當方に届出ら

るゝは勿論紛失の場合には新聞廣告其他の方法に依りて該證券が爾後正當に流通しつゝあらざる旨を一般に周知せしむるの手段を講せらるべく候

(ハ) 倉庫證券は質權を代表する質入證券と質入中の所有權を代表する預證券の二枚より成立ち合體して初めて完全なる所有權を代表する仕組に相成居候間質入中にあらざる限り此二枚を一體として授受可相成候

倉荷證券は一枚證券に候併し貨物上の完全なる所有權を代表することは倉庫證券と何等差異無之候故に質權を代表する質入證券の御入用無之向きは一枚證券なる倉荷證券にて十分御間に合ひ可申と存候

倉庫證券及倉荷證券は寄託者の御希望に依り持參人式又は指圖式何れとも作成發行可致候

(ニ) 保管期限は六箇月以内に候若し期間満ちたるときは直ちに寄託繼續即ち期間更新の御申込相成度更新の場合は當日迄の倉敷料を申受け庫入料及庫出料は申受けず候萬一更新の手續を爲さず其儘に御棄置相成候はゞ倉敷料は倍額を申受け三箇月以上にも相

成候はゞ或は適宜處分可致候

(ホ) 在庫貨物の點檢又は見本の摘出は係員に預書又は證券を呈示して御申入れ被下度貨物の積換又は改装は必要上時には御許諾を待たず費用を立替取計ふことも可有之又何角の御通知致すべき場合御氏名又は御所在不明の節は揭示を以て代用可致御承知置被下度候

倉敷料は日割を以てし貨物御持込の遲速を問はず御指定致候提供日より計算申受候
(ヘ) 庫入料、庫出料及倉敷料は貨物庫出の際割合に依り申受候
普通預貨物を會社の手にて船積するときは入庫の日より七日間の倉敷及庫入庫出を無

料と致候又會社の手にて陸揚したる普通預貨物を再び會社の手にて船積するときは入庫の日より二十日の倉敷及庫入庫出を無料と致候

(ト) 貨物庫出の際は預書發行の貨物なるときは備付の式紙にて受領證御差入可相成證券發行の貨物なるときは證券上に貨物受領の記載を爲し御差出可相成證券は一部出庫の場合には相當手續を了りたる上御返附可致候一部出庫の場合は證券が質入中に屬す

るも該質取主が會社と特約ある銀行なるときは其出庫に係る口添證を御持參相成候はゞ證券は御提出に不及候

(チ) 庫出の手續相濟候貨物は必ず速に御引取相成度手續を了りたる後は損害を生ずることあるも會社は其責に任じ不申候且引取の遲延が三日以上にも相成候はゞ止むなく之に對して二倍の倉敷料を申受候

四、發送預の手續

(イ) 發送預の申込には備附の託送書を御使用可相成候貨物全部の庫入相濟候はゞ普通預の場合と同じく預書又は御請求に依り證券を作成し運送に關する記載を加へ御渡致候普通預として在庫中の貨物全部を後より運送御委託の場合は託送書と共に曩に御返置候預書又は證券を御提出相成度預書又は證券には運送に關する相當記載を加へ御返附可致候又在庫中の貨物の一部を後より運送御委託の場合は託送書と共に貨物預書のときは貨物受領證券のときは證券面に貨物一部受領の記載を爲したるものを御提出相成度然る時は運送せらるる貨物に對し新規に預書又は證券を作成し之に運送に關す

る相當記載を加へて御渡可致其際御提出の證券も御返附可致候

前記の託送が貨物の全部なるときと一部なるときとを問はず證券が質入中にして該質取主が會社と特約ある銀行なるときは其託送に係る口添證御持參相成候はゞ證券は御提出に不及候特に一部託送の場合には運送せらるる貨物に對し御請求に依り新規に證券作成御渡可致候

(ロ) 發送預に對しては庫入料、庫出料及倉敷料は申受けず候へ共鐵道に關する料金は發送預の申込と同時に御支拂を受候

普通預として在庫中の貨物を後より運送御委託の場合は庫入料庫出料は申受けず候へ共倉敷料は普通預中の五割を申受候此場合貨物が穀物類豆粕又は豆油なるときは倉敷料は一割五分を申受候

保管期間を更新したる普通預貨物を運送する場合は既に受領したる最近一期間分の倉敷料の五割を拂戻可致若し貨物が穀物類、豆粕又は豆油なるときは八割五分を拂戻可致候

發送預の委託を御取消相成候か又は普通預に預替相成候節は保管の最初に遡り一切の料金を計算し普通預と同様の割合を以て之を申受候

(ハ) 貨物が倉庫より鐵道に移り候節は運送受託の御通知可致候爾後貨物預書は鐵道の運送受託書と同一のものに相成り證券は鐵道の貨物引換證と同一のものに相成候

五、到著預の手續

(イ) 普通の託送又は發送預の申込と同時に到著預を申込まるときは同一の託送書に其旨御記入可相成又運送中著驛變更の指圖と共に申込まるときは同一の指圖書に其旨御記入預書又は證券を添へて御提出可相成候

(ロ) 貨物著驛にて庫入致候はゞ其旨御通知可致候爾後運送受託書若しくは發驛倉庫の貨物預書は著驛倉庫の貨物預書と同一のものに相成又貨物引換證若しくは發驛倉庫の證券は著驛倉庫の證券と同一のものに可相成候間運送受託書、貨物預書、貨物引換證、倉庫證券又は倉荷證券は必ず一應著驛に御提出の上到著預に係る必要事項追記方御請求可相成候此場合著驛倉庫の事情に依り庫内保管の御委託を野積保管に野積保管の御委託

を庫内保管に御通知を爲さず便宜變更候事可有之候間萬一變更御差支の向きは其旨前以て御明示置被下度若又全然庫入致兼候節は其旨御通知可致に付無遲滯御引取に預り度左なくば鐵道にて定めたる割高の保管料を申受くることに相成候

(ハ) 到着預の倉敷料は貨物入庫の日より計算申受候

到着預は庫入料を申受けず候

到着預貨物を會社の手にて船積する場合は入庫の日より七日間の倉敷及庫入庫出を無料と致候

大連、營口及安東以外の倉庫營業驛に於ける到着預の倉敷料は料金表に掲示したるものゝ三割を申受候

(ニ) 著拂として扱ひたる鐵道運賃其他は庫入の日より三日間内に御支拂可相成遲延の節は庫入の日より支拂の日迄鐵道の保管料と同額の倉敷料を申受候

六、穀物囤積保管

左記條件の下に穀物に限り囤積保管を取扱申候

- (イ)(ロ)(ハ)(ニ) 囤の構築は會社の係員監督の下に寄託者自から之を爲さるべく候
- 囤積は野積保管に限り申候
- (ハ) 囤一箇の寄託者は一人に限り申候
- (ニ) 囤一箇の大きさは直徑二十尺以内にして約六十噸乃至約百噸の貨物を收容するものに限り申候

(ホ) 指定の貨物提供日より五日以内に全部の數量を入庫せざるときは寄託を謝絶すること可有之此場合損害を生ずること有之候も會社は其責に任じ不申候

(ヘ) 第一回の入庫數量は囤毎に約三十噸を下ることを得ず候

(ト) 一部出庫の結果殘數が六十噸を下るときは會社の都合により出庫を請求すること可有之此場合遲滯なく出庫されざるときは會社は適宜の方法に依り受寄物を處分可致候

(チ) 囤積より生ずる自然の減量及損害に付ては會社は其責に任じ不申候

(リ) 證券の分割は一部託送の場合に限り取扱申候

(ヌ) 料金は左の通り申受候

倉庫營業案内

- 一、倉敷料(十日間分) 一噸若くは其未滿毎に 金 貳 錢
- 一、庫入料又は庫出料 同 金 拾 錢

普通預の貨物を運送するときは通常庫入料及庫出料は申受けざる義に候へ共囤積に限り之を申受くる定め有之候而して此場合の倉敷料は一般の規定通り前記の一割五分を申受け候

七、豆油混合保管

大連埠頭に於て左記條件の下に豆油に限り混合保管を取扱申候

- (イ) 品質に關する鑑定は會社の認むる所に據り候
- (ロ) 品質相當と認めざるものは保管を謝絶仕候
- (ハ) 入出庫の數量は一回五噸を下ることを得ず候
- (ニ) 期間更新の場合に限り入出庫料は之を不申受候
- (ホ) 會社が責任を有せざる損害は總混合保管貨物の寄託者、倉庫證券又は倉荷證券所持人に於て其持分に按分し御負擔可相成候

- (ト)(ヘ) 發送預及到着預は取扱不申候
- 料金は左の通り申受候

- 一、倉敷料(十日間分) 一噸若くは其未滿毎に 金七拾錢
- 一、庫入料又は庫出料 同 金參拾錢

八、火 災 保 險

- (イ) 大連埠頭構内に保管する貨物に限り會社は寄託者の委任を受けず之を火災保險に附し候但火災保險料は當分會社に於て之を負擔致候
- (ロ) 貨物の保險價額及保險金額は會社の定むる所に依り又火災保險に關する事項は總て會社と火災保險會社との間の契約の定むる所に依る義に有之候
- (ハ) 火災保險會社が保險金額の全部又は一部を支拂はざること有之候も會社は補償の責に任じ不申候又保險金額は如何なる場合に於ても必ず會社を経由して受授する次第に有之候

- (ニ) 火災保險に附したる貨物の一部を御引渡致したるときは其割合に應じて保險金額は

倉庫營業案内

倉庫營業案内

減少致候

- (ホ) 左の貨物に付ては保險契約を締結不仕候
石油、揮發油、樟腦油、樟腦、樟腦製品、セルロイド、護謨、硫黃、硝石、燐、燐寸
桐油製品、油紙、棉花、硫酸、硝酸、鹽酸、酒精、エーテル、生石灰、火藥類、雷汞
鹽酸加里、カルシウム、ナトリウム、火綿其他大連港則に依る爆發性物及容易に
燃燒すべき貨物

九、銀行との特約

横濱正金銀行及正隆銀行が會社の發行したる倉庫證券(預證券及質入證券)又は倉荷證券
若くは到著預の記載ある貨物引換證を其債權の擔保として保有する場合に寄託者に於て
同銀行の口添證を御持參相成候ときは證券の御差出を要せずして左記の事項を取扱ひ候
事に特約致居候

- (イ) 普通預貨物又は到著預貨物の一部出庫
- (ロ) 普通預貨物の全部又は一部の託送

十、賣買代金取立

- (ハ) 普通預貨物の託送と共にする到著預委託
- (イ) 代金取立は普通預又は到著預貨物に限り倉庫營業驛に於てのみ取扱申候單なる發送
預貨物に對しては鐵道の運送規程に於ける代金引換の手續に依る義と御承知被下度候
- (ロ) 取立の御委託には備付の賣買代金取立委託書を御使用の上證券發行のものは證券を
添へ御申込可相成候御差出の證券は手續完了迄御預り可致其代りに證券の預書を御渡
可致候其際取立手数料を申受候
- (ハ) 取立代金を御支拂致す場合には證券發行のものは證券に出庫の相當記載を受け金額
の受領證及證券の預書と引換に代金御支拂可致又貨物預書發行のものは取立代金額を
記入したる貨物受領證と引換に御支拂可致候
- (ニ) 手数料は左の通りに御座候

一、取立驛と支拂驛と異なる場合

取立代金千圓迄

金百圓若くは
其未滿毎に

金五拾錢

倉庫營業案内

倉庫營業案内

同上金千圓を超ゆるとき 其超過額金百圓若くは其未滿を増す毎に 金貳拾五錢を加ふ

一、取立驛と支拂驛と同一なる場合

取立代金額の千分の一

一、取立代金額の減少代金取立委託の取消又は取立期限變更の指圖

(取立驛と支拂驛と異なる場合に限り) 一回に付 金五拾錢

上記以外貸庫、通關代辨等も取扱ひ候へ共多岐に涉り候間省略仕候詳細の點其他御不審の廉は無御遠慮最寄りの驛又は埠頭に就き御問合被下度希望仕候敬白

●倉庫料金表中抜萃

(詳細は倉庫料金表に就き御承知被下度候)

倉敷料、庫入料、庫出料、積替料

(積替料は庫入料と同額とす)

品名	倉敷料(十日間分)		備考
	庫内野積	庫入料又ハ庫出料	

倉庫營業案内

陶磁器類	石材類	石灰類 <small>(貝灰ヲ含ム)</small>		絲類 <small>(紐類ヲ含ム)</small>						
		其他	生石灰	絹屑絲	綿絲		綿、麻製類	毛製類	絹、柞蠶製類	
					二〇玉造	四〇玉造				
其他	粗製支那茶碗	其他工ヲ受ケサル石	人造石、花崗石	其他	生石灰	絹屑絲	綿絲	綿、麻製類	毛製類	絹、柞蠶製類
同	百斤					百斤	同	同	同	百斤
二〇	一六					一二	二四	二〇	二〇	五二
一〇	八		二オ			六				
一五	一〇			七		七	一五	一〇	一〇	一〇
		庫内寄託ヲ取扱ハス		庫内寄託ヲ取扱ハス			野積寄託ヲ取扱ハス			
					特別倉庫ヲ設ケル迄寄託ヲ取扱ハス					

倉庫營業案内

金屬原料品類 (塊、板、棒狀)		穀物穀類	穀物類						酒類 (摘記)	砂糖類	麻袋 (縫絲共)
銅	黃銅、青銅、類		糠、穀、蕎麥殼、粃殼ノ類	落花生(皮付)	蘇花生實、芝麻、麻實ノ類	豆類	大豆	小豆、吉豆、米、高粱、包米、大麥、小麥、燕麥、裸麥、粟、黍、蕎麥、豌豆、扁豆、蠶豆、菜種、粃ノ類			
同	同	同	同	同	百斤	十袋	同	同	同	百斤	
二	八	二	八	五	五	五〇	六	一六	八		
六	四	八	五	三	三	三〇	三	八	四		
一〇	五	七	六	五	五	五〇	四	一〇	一〇		

倉庫營業案内

麻類	粉類 (食用)	豆粕		苗及種物類		煉瓦石類	煙草類		容器類 (貨物荷造用ニ限リ)
		小玉	大玉	苗	種物		葉	卷及刻類	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
二〇	一六	二四	一〇	二〇	八	一	四	八	二
一〇	一	一	六	一〇	五	二〇	二	四	一
一〇	七	三〇	一〇	二〇	七	二〇	三	三	二
	野積寄託ヲ取扱ハス			寄託ヲ取扱ハス		庫内寄託ヲ取扱ハス			

代辦事務案内

- 三、倉庫寄託
- 四、海上保險契約の締結
- 五、代金の取立
- 六、免重徵專照申請手續
- 七、子口半稅單申請手續
- 八、陸揚證明手續
- 九、貨物に關する検査
- 十、事故損害賠償金の取立
- 十一、事故證明書發行

以上

當所は貨主の依頼により當所構内にある貨物に對し通關手續、運送取扱、倉庫寄託、海上保險契約の締結並に代金取立其他の事務の代辦をなし更に進んでは貨主若くは貨物の利害關係者の依頼により貨物に關する検査並に證明書發行をなす事あるべし

當所に於ける代辦事務は創始以來日尙淺く未だ研究の時代にあるも主として遠隔の地位にある貨主の利便を計るを以て目的とす而して是れに關係せる事務は日に月に煩多を加へ豫め想像し得ざるの新現象に逢著する事稀ならざるを以て一括して總ての事務を遺漏なく説明する事能はざるを以て單に此所には現今取扱ひつゝある事務の概要を記するに止めたり

一、通關手續

通關手續の代辦は輸出入共之れを取扱ふ、若し貨主にして通關手續の代辦を依頼せんときは現物若くは何等故障なく直ちに貨物と引換へ得らるべき書、證券に貨物の内容を明示したる書類を添付し書面を以て之れが申込をなすべし

當所の通關手續終了したるときは立替關稅、代辦手数料其他是れが爲めに特に要したる費用と引換に放行單を依頼者に交付す

故に通關手續代辦の依頼には左の三要件を必要とす

- イ、現物若くは何等故障なく直ちに貨物と引換へ得らるべき書、證券を提供する事
- ロ、貨物の内容を明示したる書類を提供する事

代辦事務案内

ハ、書面を以て申込をなす事

(イ) 現物を提供する場合には何等の問題を生ぜず、何等故障なく直ちに貨物と引換へ得らるべき書、證券とは持参人式(Bearer)の船貨證券(Bill of Lading)又は貨物受取書(Parcel Receipt)、當所を荷受人としたる鐵道貨物引換證、受荷主の裏書ある船貨證券、讓渡人の記名調印ある倉庫證券並に倉荷證券等の類を指すものとす故に例へば記名式の船貨證券により通關手續の代辦を依頼せんとする場合には豫め船貨證券に受荷主の裏書を必要とし、貨物預り書の場合には流通を禁じあるに付相當記入をなしたる所定の貨物受領證を添へ之れを申込むべし又共同海損分擔の貨物は依頼者に於て船貨證券に供託金支拂の證明を受くるを要するが如し但場合によりては右の供託金を立替支辨する事あるべし

(ロ) 貨物の内容を明示したる書類とは送り狀(Invoice)又は仕切書の類なり本書は最も精確詳細に記入せるものにして中華民國稅率に適合する様記載しある事を要す然らざれば解装せられ中味の破損を被る事あるのみならず通關手續延引し關稅金を過徴せらるゝ虞れあり今本書記入方に付心得となるべきものを擧ぐれば左の如し

A 貨物の入れある函若くは蕙包には必ず番號を入れ本書には其番號毎に在中品の名稱員數、價格を詳記すべし

B 藥品、陶磁器、小間物、荒物、雜貨の如き種類多種に涉るものにてても其數量單價は必ず詳記を要す

C 「ハンカチーフ」「タオル」及各種織物類は其種類、打數(又は反數)及び幅、長さを明記し尙粗布、金巾等は一疋の重量(封度)を記入すべし

D 「メリヤス」類は「シャツ」「ズボン下」と云ふが如く品別とするのみならず尙綿製、毛交り、毛製に分ち各打數及單價を明記する事

E 酒、醬油(樽入)洗濯石鹼、和蠟、干魚、鹽魚、乾物、綿、金屬板、鐵管、金屬線、釘、鋌、鐵軌、綿絲、ランプ芯、素麵、パラフィン、洋蠟燭等は斤量及び價格を記入する事
但し洋蠟燭は一袋六本入りのものにおいては一袋の「オンス」及一箱の袋數をも記入すべし

F 罐詰類は品名、價格、何封度入りのもの何打若しくは何箇と明記すべし

代辦事務案内

G 洋酒は樽入のものは「ガロン」瓶入のものは其容量及打數を要す
依頼者は必ず通關手續一切を當所に委任したる旨を記載したる書面を以て申込をなす
事を要す

料金

一件に付

最低

金七拾錢也

筒數三十筒未滿

一箇に付

金拾 錢也

但し壹圓八拾錢以上は金壹圓八拾錢とす

筒數三十筒以上一百筒未滿

一箇に付

金六 錢也

但し金參圓以上は金參圓とす

筒數一百筒以上

一箇に付

金參 錢也

麻袋豆粕及大豆其他の穀物又は同一品質にして荷造せざる貨物

一件に付

金七拾錢也

但し數量に拘らず

貨物の性質上筒數を以て計算し難きものは臨時の約束に依る

二、運 送 取 扱

運送の取扱は輸出入共之れをなし輸入の場合にありては社線及東清鐵道の各驛に至る貨物
を取扱ひ輸出の場合には直接當港より航路を有する各港並に當地に本店、支店、出張所若
しくは代理店を有する汽船會社の各航路に當る各港に至る貨物を取扱ふ

運送取扱の代辦依頼は通關手續の代辦と同時にするを以て便利且つ低廉なりとす如何とな
れば勿論依頼者に於て自ら通關手續をなすは毫も妨なき所なれども此場合に於ては單に託
送書を呈出し貨物の檢斤に立會ふのみにて簡單に自ら運送取扱をも行ひ運送受託書若くは
貨物引換證を受取る事を得ればなり又此場合の料金は通關手数料と同様なれども通關手續
と同時に運送取扱の代辦を依頼する場合には其一方のみを申受くるを以て極めて低廉なり
とす

運送取扱を依頼せられたる時は貨物を受領し得べき書、證券は特別の申込なき限り輸出の
場合にありては當所立替金と引換に依頼者(多くの場合出荷主)に交付し輸入の場合には社

代辦事務案内

代辨事務案内

線に於ては著驛に送致し東清線にありては受荷主に交付するを以て原則とす輸出の場合運賃其他著拂として貨物を日本内地に輸出し船貨證券を受荷主に送致する場合には日本郵船若しくは大阪商船會社の汽船に貨物を積載したる場合に限り其需めに應ず又運賃諸掛著拂にして貨物を外國に輸出し船貨證券を受荷主に送致すべき依頼ありたる場合には受荷主の居住地が萬國小包郵便物交換條約(明治四十年條約第九號)に加入せる諸國竝に本邦と代金引換書留郵便物を交換する國(明治四十年九月遞信省告示第五七六號)なる場合に限り當所立替金に郵税を加算したるものを引換代金とし代金引換小包郵便若しくは書留郵便の制度により之れを送付する事を得但し前記條約竝に告示に依る引換金額の制限を超過せざる場合に限る此制限額は國によりて異なるを以て此所には之れを精説せず

輸出入禁制品(例令左記の如し)は運送取扱をなさず

滿洲輸入禁制品

阿片

モルヒネ、コカイン、
但し公認資格を有する外國醫師又は外國藥劑師が所轄領事の面前に於て右藥品を少量宛使用し販賣する事を證明し署名をなしたる書類を海關に送致したる時のみ輸入許可せらるゝことあるべし

同 輸出禁制品

米、鹽、銅錢

奉天省防穀令による穀物(米は此内に含まず)

輸出入制限品(例令左記の如し)は相當官憲の發行にかゝる官憑(Special Authority)なき限り運送取扱を謝絶す

火藥、散彈、砲、獵銃、旋銃、小銃、拳銃、彈藥、硝石、硫黃、粗製硫黃(Brimstone)、鹽酸

加里、硝曹

左記の貨物も亦其取扱を謝絶す

一、生獸其他生動物

一、屍體

一、運賃諸料金著拂の場合に於て貨物の價格が運賃諸料金の擔保たるに不充分なりと認めたるもの

運送取扱方の代辨を依頼せられたる貨物が遠隔の地より當所に到着し其外裝破損して中味

代辨事務案内

を散亂損滅せしむる虞ある場合には當所は貨主の利益の爲めに貨主の費用を以て之れが改
裝修繕をなし運送の取扱をなす事あるべし

料金は通關の代辦手数料と同率とす

三、倉庫寄託

倉庫寄託の代辦を依頼せんとするときは直ちに貨物と引換へ得らるべき書、證券を提供し
其委任をなす事を要す預り書、倉庫證券若しくは倉荷證券は當所立替金と引換に依頼者に
交付す

預り書、倉庫證券若しくは倉荷證券を遠隔の地位に送致し當所立替金と引換に之れを依頼
者に交付すべき方法は代金引換小包郵便若しくは同書留郵便の制度に依る
料金は通關代辦手数料と同率とす

四、海上保險契約の締結

海上保險契約の締結代辦方を當所に依頼せんとするものは左の要件を當所に通知し書面を
以て申込みをなす事を要す

- 一、保險契約を締結せんとする保險會社の名稱
- 二、保險に附す可き貨物の荷印、番號、品名、數量、價格
- 三、保險すべき航路
- 四、積替地
- 五、保險契約種類
- 六、船保保險を望む場所
- 七、保險金額
- 八、出荷主氏名又は商號
- 九、受荷主氏名又は商號

右の内保險契約を締結せんとする保險會社の名稱に付何等の指定なき場合には當所は大連
に本店、支店、出張所若しくは代理店を有する保險會社の一を適宜選定す保險すべき航路に
關して何等の明示なき時は大連より貨物の到達港迄とし保險契約種類に關し何等の明示な
き時は當所の見込により單獨海損不擔保(F. P. A.)單獨海損擔保(W. A.)若しくは全損のみ擔保

代辦事務案内

(Total loss only) の孰れかを選び保険金額の明示なき場合には貨物の價格を以て保険金額とし被保險者の明示なき場合には受荷主を被保險者に損失支拂の場所に關し何等の明示なき時は受荷主の居住地に契約保險會社の本店、支店、出張所若くは代理店ある場合には受荷主の居住地を若し是れなき時には受荷主が損失金を回收するに最も便利なりと思惟する場所を選定するものとす

保險に關する代辦料金は一件金壹圓とす

五、代金の取立

運送取扱代辦の依頼者は當所に對し其貨物に關する代金、立替金等の取立を依頼する事を得、但し貨物の價格が運賃料金及代金、立替金の合計の擔保たるに不充分なりと認めたる場合は此限りにあらず

料金は左の如し

取立金額金千圓迄	金壹百圓若くは其未滿毎に	金五拾錢
同 金千圓を越ゆる時	同	金貳拾五錢を加ふ

六、免重徵專照申請手續

當所に對し輸入通關代辦方を依頼せられたる貨物に對し免重徵專照受領方の依頼ありたる場合には當所は其需めに應ず免重徵專照は左記十七箇所の開市場に於て地方税免除の效力を有し發行の日より四箇月以内に貨物到達地收稅局に於ける貨物到着の證印を受け當地税關に返還する事を要するものにして此期に後るとき時は輸入税半額の三倍に相當する金額を當地税關の爲めに徴收せらるゝものとす故に本證書受領方を依頼せんとする者は前記期間内に貨物到達地收稅局の證印を受け必ず當所に返送をなすべく若し期に後れたる場合には其責に任すべき旨を認めたる保證狀に哈爾賓日滿商會或は當地に本店、支店、出張所若くは代理店を有し又は當地所在銀行と取引關係を有する銀行の裏書を求め之れを當所に提出する事を要す

奉 天	新民府	鐵 嶺	通江口	法庫門
鳳凰城	遼 陽	長 春	吉 林	哈爾賓
寧古塔	琿 春	三 姓	齊々哈爾	滿洲里

代辦事務案内

海拉爾 愛 琿

料金一件に付金壹圓とす

七、子口半稅單申請手續

當所に對し輸入通關代辦を依頼せられたる貨物に對し子口半稅單受領の依頼ありたる場合には當所は其需めに應ず子口半稅單は免重徵專照と等しく地方稅免除の效力を有する貨物に關する證書なりと雖も免重徵專照とは左記の諸點に於て相違せり

(イ) 免重徵專照は清國產及外國產貨物の何れに對しても之れを受領し得るものなるに反し子口半稅單は外國產貨物に對してのみ受領し得るものなり

(ロ) 免重徵專照は已定の十七箇所の開市場 (Open Market) を到着地とする貨物に對してのみ之れを受領し得るも子口半稅單は何れの地方を限らず之れを受領し得るものなり

(ハ) 免重徵專照は四箇月以内に到達地收稅局に於ける貨物到着の證印を受け當地稅關に返還すべきものにして此期に後る時は輸入稅の半額の三倍に相當する金額を罰金として當地稅關の爲めに徵收せられ是れが受領を受くるに際して稅關より何等の負擔を課せらるゝ事なきも子口半稅單は之れを受領する際に輸入稅の半額を納付する事を要す

料金一件に付金壹圓とす

八、陸揚證明手續

日本内地より當港に輸入陸揚せられたる貨物の内清酒類、醬油及同醃、砂糖、煙草類、食鹽等に對する消費稅の戻稅を受くるに必要な大連民政署の輸入陸揚證明を受領方を當所に依頼せらるゝ時は當所は其需めに應ず此場合依頼者は輸出港稅關の發行にかゝる輸出免狀を差出す事を要す依頼者より特別の申込なき限り該證明は輸出免狀の裏面に之れを受領するものとす

料金是一件に付金壹圓とす但し收入印紙代(金壹圓)は別に申受く

九、貨物に關する検査

現今行ひつゝある貨物に關する検査の代辦は輸入貨物の事故に對するものゝみなりとす右検査の代辦を依頼せんとする者は豫め書面を以て其申込をなす事を要す、當所は貨主に代り船會社若くは其代理店員と立會事故の検査を行ひ船會社に於て責任を負ふべき損害に關

代辦事務案内

する賠償金回復の方法を講ず但し輸入通關發送代辦方依頼の貨物に對しては特に此種の申
込なき場合と雖も船貨證券面に損害賠償請求の期間(十日又は三十日等)を限定したるもの
にありては貨主の利益の爲めに此種の検査をなし船會社又は其代理店をして其損害を認め
しめ其責に任すべき事故に關しては辨償金支拂方を承諾せしむる事あるべし
検査に關しては相當の料金を申受くるものとす

十、事故損害賠償金の取立

船會社又は其代理店に於て陸揚貨物に對する事故を認め其賠償金辨償方を承諾したる場合
にありては貨主の請求により當所は損害賠償の請求書に送り狀を添へ送付を受け損害賠償
金取立の依頼に應ずる事あるべし
料金は一件金壹圓とす

十一、事故證明書の發行

第九、の場合に於て船會社若くは其代理店が船貨證券面の條項により損害賠償金支拂の請
求に應せざる事故に關しては貨主の依頼により或は保險會社に對し損失金回復上有效なる
べき事故證明書の發行をなす事あるべし

料金は検査に要したる實費以外一件に付金壹圓とす

代辦手 數 料

一、通關手續

一件に付	最 低	金七拾錢也
筒數三十筒未滿	一箇に付	金拾錢也
但し金壹圓八拾錢以上は金壹圓八拾錢とす		
筒數三十筒以上一百筒未滿	一箇に付	金六錢也
但し金參圓以上は金參圓とす		
筒數一百筒以上	一箇に付	金參錢也

麻袋豆粕及大豆其他の穀物又は同一品質にして荷造せざる貨物一件に付

金七拾錢也

但し數量に拘らず

代辦事務案内

代辦事務案内

貨物の性質上簡數を以て計算し難きものは臨時の約束に依る

二、運送取扱

通關手續代辦手数料と同率とす

但し通關手續と同時に運送取扱の代辦をなす場合にありては料金は其一方のみを申受く

三、倉庫寄託

通關手續代辦手数料と同率とす

四、海上保險契約の締結

一件に付

金壹圓

五、代金の取立

(但南滿鐵道運送規定及南滿東清聯絡運送規定に依る場合を除く)

取立金額 金千圓迄

金壹百圓若くは其未滿毎に

金五拾錢

同 金壹千圓を超ゆる時 同

金貳拾五錢を加ふ

六、免重徵專照申請手續

一件に付

金壹圓

七、子口半稅單申請手續

一件に付

金壹圓

八、陸揚證明手續

一件に付

金壹圓

但し收入印紙代(金壹圓)は別に申受く

九、貨物に關する検査

相當の料金を申受くるものとす

十、事故損害賠償金の取立

一件に付

金壹圓

十一、事故證明書の發行(當所責任の事故に對するものを除く)

一件に付

金壹圓

代辦事務案内

大正二年六月二十日印刷

(非賣品)

南滿洲鐵道株式會社

大連埠頭事務所

大連市東公園町十七號地

印刷者 酒井邦之輔

大連市東公園町十七號地

印刷所 滿洲日日新聞社

